第110回　男女共同参画会議　女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

（開催要領）

１　日　時　　令和２年10月28日（水）14:00～17:00

２　場　所　　中央合同庁舎第８号館６階623会議室

（Ｗｅｂ会議システムを利用）

３　出席者

会　長	小西　聖子	武蔵野大学人間科学部長
委　員	阿部　裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	浦　　尚子	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同	可児　康則	名古屋第一法律事務所弁護士
同	木幡　美子	(株)フジテレビジョン総務局CSR推進部部長
同	種部　恭子	医療法人社団藤聖会　女性クリニックWe!TOYAMA代表
同	中村　　正	立命館大学大学院人間科学研究科教授／教養教育センター長
同	納米　惠美子	全国女性会館協議会代表理事
同	原　　健一	認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス　支援コーディネーター
同	山田　昌弘	中央大学教授

（議事次第）

１　開　会

２　議　事

ＤＶ対策の今後の在り方について

３　閉　会

（配布資料）

資料１　北海道庁　御提出資料

資料２　名古屋市役所　御提出資料

資料３　野田市役所　御提出資料

資料４　全国女性シェルターネット　御提出資料

参考資料　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年法律第31号）

（議事録）
○小西会長　ただ今から、第110回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、井田委員が御欠席、浦委員、可児委員、種部委員、山田委員がオンラインで御参加されていらっしゃいます。

なお、可児委員につきましては、お仕事で遅れて出席されると伺っております。

本日の議事ですが、DV対策の今後の在り方について、現場の実情をお話しいただくということで、北海道庁、名古屋市役所、野田市役所の３つの地方公共団体の御担当者からと、全国女性シェルターネットから北仲千里共同代表、山崎菊乃共同代表をお招きして御意見をいただくとともに、委員の皆様からも御意見を伺います。

北海道庁及び名古屋市役所の御担当者は、オンラインで御参加されるということです。

それでは、事務局から資料確認をお願いいたしますが、その前に、10月１日から、事務局が、暴力対策推進室だったのが男女間暴力対策課になり、課長として難波様が着任されましたので、御挨拶もお願いできればと思います。
○難波男女間暴力対策課長　皆様、いつもお世話になっております。10月１日付で男女間暴力対策課長に着任をいたしました、難波でございます。

これまで室だったものが課になり、一層強力に女性に対する暴力に係る対策の推進を図ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認させていただきます。

議事次第に加えまして、資料１としまして、北海道庁様から御提出をいただいた資料でございます。

資料２が、名古屋市役所様から御提出いただいた資料となっております。

資料３が、野田市役所様から御提出いただいた資料でございます。

資料４でございますけれども、全国女性シェルターネット様から御提出をいただいた資料となっておりまして、パワーポイントで投映して御説明される資料も御用意いただいております。

参考資料としまして、DV防止法を準備しております。

もし不足等ございましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

以上でございます。
○小西会長　ありがとうございました。

それでは、議題に入ります。今日は３時間ですので、間に休憩を挟みながら、３つの地方公共団体と全国女性シェルターネットの方々からお話を伺います。

それでは、まず北海道庁からお話をお願いいたします。
○髙石室長　改めまして、北海道庁環境生活部女性支援室の髙石と申します。

本道の状況につきまして、このような御説明いただく機会を与えていただき、感謝申し上げます。

○小西会長　音声が明瞭でないので、もしかしたらマスクを外していただくと少し良いかもしれないです。可能でしたらお願いします。

少しゆっくりめにお話しいただけると聞こえやすいと思います。

○髙石室長　資料１の１ページ目をおめくりください。北海道のDV被害の状況になります。（１）の表を御覧ください。折れ線グラフが道内の状況で、棒グラフが全国の状況となっております。道内20か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談受理件数は（１）の表となり、近年の相談件数は横ばいで推移しております。直近、平成30年度は2,783件、10年前の21年度と比較して約600件の増、率にして30ポイントの増加となっております。今回の資料にお示しはしていないのですけれども、地域別の状況といたしましては、札幌市が一番多く、相談件数全体の約半数を占めております。

続いて、（２）北海道警察における相談件数の表を御覧ください。DV事案の凶悪化を背景といたしまして、道警で対策の強化を図り、相談件数は増加傾向にございます。平成30年度は3,291件で、10年前の平成21年に比較し、4.5倍の増加となっております。

次のページをお願いいたします。（３）が道内の民間シェルターにおける相談件数でございます。道内には８か所民間シェルターが設置されております。（４）の表は婦人相談員を有する12の市が受けた相談件数となります。今回の表にはないのですけれども、これに法務局４か所で受けている相談件数をプラスした道内の関係機関によるDV相談の総数は近年横ばいで推移しています。また、各相談窓口における相談受理の割合といたしましては、配偶者暴力相談支援センターと警察を合わせたものが全体の約半数、民間シェルターが約４割、残り１割程度が他の相談機関で受理したものとなっております。

次のページをお願いします。（５）は一時保護の人数になります。平成14年から平成29年までの一時保護の人数推移なのですけれども、道では、配偶者からの暴力被害者の一時保護につきまして、道立の女性相談援助センターのほか、179の市町村があり、四国と九州を合わせたよりも広い道内の面積を勘案し、可及的速やかに一時保護を行うため、民間シェルターを含めて12か所に、一時保護を委託しております。

（６）の表は年齢別の一時保護の状況となっております。平成29年度の状況を見ていただきますと、従前からではございますが、30歳代を頂点とする山となっております。また、20歳から40歳代で約８割を占め、被害者の半数以上の方が子供などの家族を同伴し、一時保護を受けていらっしゃる状況でございます。同じく、今日の資料にはないのですけれども、全国の状況と北海道の状況に関し、過去５年間の状況で女性の人口１万人当たりの割合で比較いたしますと、相談件数は全国の６割程度、一時保護件数は全国の約1.5倍、保護命令の件数は全国とほぼ同程度、となっております。一時保護の件数が多い要因といたしましては、北海道には民間シェルターが８団体と、各県に比べて比較的多く設置され、受け入れやすい環境にあるのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単に北海道のDV被害の状況について御説明させていただいたところなのですけれども、続いて、DV被害者の方々を支援する体制について、簡単ではございますが、御説

明させていただきます。次のページをお願いします。
まず、相談について、緑で塗り潰した部分を御覧ください。北海道には、道庁と、売春防止法上の婦人相談所を兼ねる道立女性相談援助センター、道内14の振興局全てに配偶者暴力相談支援センターを設置しております。また、道立の施設のほかに、札幌、旭川、函館に市立の配偶者暴力支援センターが設置され、合計で道内20か所のセンターでDV相談に対応しているところでございます。そのほか、警察や民間シェルター、市の婦人相談員あるいは法務局などで相談に応じ、相談内容を踏まえ、被害者のニーズ、あるいは御希望などに応じまして､一時保護又は自立支援を相談機関が連携して行っている次第であります。
なお、一時保護は、道立女性相談援助センターが、相談機関から入所の依頼を受けた後に保護の要否を判定し、全道の保護施設への入所と至りますが、一時保護入所に至る経路別では、警察関係が40％と一番多く、次いで本人自身からの訴え、配偶者暴力相談支援センターからの依頼、市の婦人相談員、他の相談機関からの依頼といった順番になっております。
次のページをお願いします。こうした被害者支援の枠組みの構成員といたしましては、今申し上げました道や市などの公立の組織とともに、民間の機関であるシェルターが大きな役割を果たしております。民間シェルターが受けております相談受理件数は、北海道全体の約４割を占めており､一時保護人数に至りましては､全体の約６割に至っております。本道のDV被害者支援におきましては、全道８か所の民間シェルターと道や市町村、警察などが相互に補完し合い、協働、連携により活動を推進していく形が北海道におけるDV被害者支援の在り方だと考えているところでございます。また、御承知かもしれませんが、北海道の民間シェルターは平成９年に札幌で開設され、その後、全道に活動の輪が広がり、各地に民間シェルターが開設されました。平成14年４月にDV防止法が施行され、各都道府県の婦人相談所が担うこととなりました一時保護につきましても、平成14年当初から道では民間シェルターに一部を委託し、現在に至っているところでございます。
次のページをお願いします。DVと児童虐待への対応でございます。面前DV事案への対応でございますが、その一例といたしまして、道立女性相談援助センターでは、DVと児童虐待が発生したと思われるケースの場合、もちろん、相談者の意思を確認し、同意をいただいた上で、相談者のお住まいになっている市区町村との情報共有を図ることとしております。また、状況に応じまして、警察や児童相談所、被害者の居住する市区町村の担当職員と調整し、DV所管課の職員が面談などを実施しているところです。
次に、担当者研修や人事交流の実施状況なのですけれども、DV所管部の担当者が児童相談所の職員研修に、例えば、聴講生として参加する。同じ研修を受けて同じ認識を持つ、あるいは、反対に、そういった児童相談所などの研修に講師として招かれる、そういった形で相互の取組を進めております。また、人事交流につきましても、DV相談の支援部門の職員と児童相談所の相談支援部門の職員との人事交流は行われているところです。
次のページをお願いします。児童虐待対応機関との情報共有ということで、児童相談所

に虐待通告された子供を一時保護した場合については、日頃から児童相談所と相互に連携して母子の支援を行っておりますので、児童相談所に虐待の通告があった子をDV被害者の同伴児童として一時保護した場合、双方で対応を協議し、基本的に入所中に児童相談所の職員がDVセンターに来所し、保護者や児童との面接を行っているところであります。

また、同伴児童の中にも中学生以上の男子がいる場合につきましては、児童相談所に一時保護を依頼しているところです。

その他、道内各地域においても、全道14か所の配偶者暴力相談支援センター、つまり、振興局所管地域ごとに地域連携会議を開催し、DV所管課と児童虐待所管課の連携は無論のこと、道警や医師会、地域の民間シェルターの方などにも参加していただき、情報共有を図っているところです。

次のページをお願いします。DV被害者支援における民間シェルターの機能や役割につきましては、先ほどもお話ししましたので割愛させていただきまして、ここでは将来的に出てくる可能性が高い被害者支援の課題というものともリンクしてお話しさせていただきたいと思います。最近、社会ニーズなどの多様化が進み、DV被害者についてもその多様性が表面化しつつあります。若年層のコミュニケーションツールが電話からメールに変わり、今やLINEなどのSNSが主流となる中で、相談につきましても、最初のアクションとして電話や面談ではハードルが高いといった声も聞かれます。そうした中で、若年層を相談につなげるためにもSNSの活用が求められているところです。

また、一時保護につきましても、性別を断定してはいけない者、あるいは外国人、又はペットとの避難を希望する方など様々なニーズがある中で、いち早く対応を検討し、こうした課題解決に向けて活動する強みが民間シェルターにはございます。

こうした多様化するニーズへの対応以外に、高齢化の進展など社会構造の変化に伴い、特に、北海道は高齢化率が非常に高い地域でございますので、高齢者や障害者の一時保護も増加しております。それだけではなく、配偶者だけではなく両親やきょうだい、あるいは親族などといった家族からの暴力により支援を求めるケースも増加の傾向にございます。限られた資金や人的資源で活動している民間シェルターにとりましては、負担の大きい事案も多く、一時保護期間が長期化する一因になっております。

次のページをお願いします。こうした民間シェルターへの財政的な支援といたしまして、道ではDV被害相談に要する経費あるいは一時保護退所後の自立支援活動に向けた補助を行っています。例えば、就労促進のため、ハローワークに同行し、一緒に職を探したり、親子で行う屋外イベントなど、被害者の心のケアなどに要する経費の一部について補助するほか、今年度につきましては、内閣府のパイロット事業の交付金を活用させていただき、LGBTや外国人、障害を抱える方など多様な被害者の受入れ事業やSNSを活用した相談機能の整備、あるいはステップハウスの運営など、先進的な取組を行っていただくシェルターへの財政的な支援をさせていただいているところです。

次のページをお願いします。参考として情報提供させていただきます。特段の名称をつ

けるものではないので、ここでは便宜的にいわゆる「北海道方式」ということで仮置きさせていただきます。この方式について、結論から申し上げますと、暴力を理由に一時保護施設に入所されている女性が生活保護を受けたいと手続きをする場合、その取扱いについて、個々の市町村で異ならないように、全道で原則的に一律の取扱いとしましょう、との方針を平成11年に道庁の生活保護所管部が道内の自治体、福祉事務所長などに通知しております。

DV防止法が施行されたのが平成14年ですので、道では法施行前にこうした対応を行っていたわけなのですけれども、その背景といたしましては、まず、女性への暴力は深刻な人権侵害であるという社会的な認識が広まりつつある、と道として判断したこと。次に、当時はまだDVという言葉が認識されていなかったのですけれども、男性からの暴力という言い回しで、それから避難する女性を緊急的に一時保護する施設、つまり、シェルターが、増加している状況が道内にあったこと。主にこうした２つの背景から、各施設への生活保護の制度の運用の在り方について、全道統一にして取り扱うことが必要との考えによるものでございました。

次のページをお願いします。民間シェルターにおける課題なのですけれども、北海道に限らず、どこもそうだと思うのですが、どこの地域でも活動財政基盤の脆弱性、あるいは後継者の方がいらっしゃらないといった恒常的なものがあるところでございます。被害者のニーズの多様化というのは前段で申し上げたとおりです。

次のページをお願いします。時期的な話題といたしまして、新型コロナウイルス禍のDV被害の状況について、北海道の現状をお話しさせていただきます。御承知のとおり、感染拡大を防ぐための休業要請や外出自粛など、自宅でお過ごしになる期間が増えて、ストレスなどによってDV被害の増加や深刻化が懸念されているところでございます。道内の状況を見ていただきますと、著しく増加とまではまだ言えないのかという状況ではございますけれども、感染症などといった問題が長期化するにつれて、見えないストレスの行き場として、弱い方、女性など弱者への風当たりが強くなるのかなということも十分想定できるところでございますので、道ではホームページのトップに相談窓口案内を掲載し、常時注意喚起、あるいは万が一の際の早期の相談を呼びかけているところでございます。今後もDV被害の状況については、注視してまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。最後に、今後に向けてということなのですけれども、もちろん、DV被害対策は今後も積極的に進めていくところではありますが、私どものところでは、DV被害者支援の他に、性暴力の被害者支援についても所管しております。性暴力被害に遭われた方々のためのワンストップ支援センターとして、性暴力被害者支援センター北海道「さくらこ」を開設しているところであり、性暴力とDVはイコールではございませんが、DVの中に性暴力も含まれ、反対に性暴力の一つとしてDVもございます。さくらこでは、被害に遭われた方に対しまして、医療機関の受診の際の付添いというものも支援の一つとさせていただいているところです。さくらこは札幌で開設しているため、例えば、札幌か

ら300キロ以上離れている釧路では、被害に遭われた場合に、すぐに付添い支援には行けない場合があり、そうしたときに、現在、各地の民間シェルターのスタッフに、さくらこの支援員として登録していただき、病院の付添いなどについて御協力いただいているところです。

こういった女性に対する暴力につきまして、サポートする組織双方が今後ますます連携し、協力できるよう、関係者の方々の御意見も伺いながら、考えていきたいと思っております。

大変簡単ではございますが、私からの御紹介は以上です。ありがとうございました。

○小西会長　ありがとうございます。

御意見や御質問もありますでしょうが、全ての地方公共団体の御説明が終わった後にまとめてお願いいたします。

続いて、配偶者暴力相談支援センターのヒアリングということで、名古屋市役所からお願いいたします。15分程度ということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○須田主幹　名古屋市子ども青少年局子ども福祉課の須田と申します。本日はよろしくお願いします。

では、まず本市のDV支援体制について簡単に御紹介します。資料の表を御覧ください。本市では、私がいるところでございますが、配偶者暴力相談支援センターが１か所、DV相談の専門相談機関として設置されています。こちらは、子ども青少年局という福祉部門の所管でございます。次に、DV被害者ホットラインについてですが、こちらは、土日祝日等の相談を受け付ける事業として民間団体に委託して実施しております。そして、社会福祉事務所ですが、区役所と支所合わせて22か所においてDV相談対応を行っております。昨年度の相談件数は右列のとおりでございますが、年間で9,742件の相談のうち、社会福祉事務所における相談が9,037件と、全体の９割以上を占めている状況です。参考までに、本市における婦人相談員でございますが、配偶者暴力相談支援センターに３人、区役所・支所に合わせて28人、合計で31人を配置しているところでございます。

本市の体制の特徴でございますが、各社会福祉事務所に、DV対応と児童虐待対応の両方を担当することになっております係長級の職員、そして、DV対応を行う相談員が配置されております。これが婦人相談員でございます。そして、児童虐待対応を行う相談員、こちらは各区役所・支所にそれぞれ１名から２名の配置、そして、児童相談所との兼務をする児童福祉司の職員、それらがそれぞれ配置されているところで、DVと児童虐待につきましては、情報の共有、一体的な連携がしやすい体制であると言えます。

また、私ども配偶者暴力相談支援センターですが、DVの専門相談機関として相談対応を行っているところですが、社会福祉事務所の相談員に対して、困難ケースのコンサルテーションの実施、また、事例検討をはじめ、相談員の研修を企画実施しており、社会福祉事務所と配偶者暴力相談支援センターは強力に連携を取りながらバックアップさせていただ

いているというのが特徴でございます。

それでは、ヒアリング項目の１点目、児童虐待対応とDV対応との連携でございます。まず（１）DVと虐待が重複して発生している事案への対応の現状です。事案への対応として、まず１つ目、配偶者暴力相談支援センターで児童虐待を把握した場合、DVの相談を受ける中で、DVが子供の面前であったかどうか、そういった状況の確認をするほか、子供自身への暴力はなかったかを確認するなど、相談の中では児童虐待の観点を意識した相談対応を行っております。その上で２つ目、子供への虐待を把握した場合は、相談者に対して虐待の通告の義務について説明した上で、児童相談所へ通告することとしております。

次に、児童相談所においてDVを把握した場合です。児童相談所、本市では３か所ございますが、虐待通告を受け付けた場合は、通告を受け付けた全てのケースについて、調査の段階で社会福祉事務所でDV相談があったかどうかを確認し、相談歴があった場合は、援助方針を協議する中でDV相談対応担当と連携した支援を検討しております。また、２つ目でございますが、警察等から子供の面前でDVがあった内容の通告があった場合、社会福祉事務所のDV対応担当につなげているところです。

次に、社会福祉事務所においてDVと児童虐待が重複する事案を把握した場合でございますが、冒頭で述べたとおり、組織の体制として、DVと児童虐待双方を担当する係長級職員の配下にそれぞれDVと虐待の相談員が配置されていることから、双方で情報共有を行い、連携した対応を行っているところです。

続きまして、②研修について、でございます。社会福祉事務所におけるDV、虐待、各相談員などの担当職員、また、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所の職員を対象といたしまして、平成28年度より合同研修を実施しております。合同研修では、DVと虐待が重複し、双方の機関が関わった実際のケースを参考に事例を用意し、グループ討議などにより事例検討を行うことで、それぞれの機関がどのようにケースを見立てているか、支援のスタンスとしてどういうところが違うのか、そういった相互理解を深めているところです。

次に、２ページを御覧いただきたいと思います。児童虐待対応機関との情報共有、①要保護児童対策地域協議会への参画の状況、ケース会議の開催状況です。１つ目、配偶者暴力相談支援センターの職員は要保護児童対策地域協議会の構成員とはなってございませんが、配偶者暴力相談支援センターを所管する部長は虐待についても所管している部長でございまして、市の代表者会議には参加しているところです。

また、２つ目、社会福祉事務所においては、DVと児童虐待の双方を担当している係長級の職員が要保護児童対策地域協議会の事務局となっていることから、当該職員については要保護児童対策地域協議会の全ての会議に参加しております。

また、３つ目ですが、社会福祉事務所においてDV対応を行う相談員について、要保護児童対策地域協議会への参画の状況を調べましたところ、相談員が実務者会議に参加している割合は13.6%と低くなっておりますが、参加していない86.4%につきましても、前述のとおり、係長級の職員が参加しているとか、実務者会議の事前の打合せには参加している

とか、また、日常的に情報共有ができている、そのような理由が多いため、実務者会議自体には相談員は参加していなくても、一定の関わりができている状況となっています。

４つ目、その他、児童相談所において通告を受理したケースにつきましては、全件社会福祉事務所に受理票を送付することで情報共有を行っており、社会福祉事務所ではDVの有無も含め、児童相談所における虐待ケースを把握することができる仕組みとなっているところでございます。

続いて、②連携に当たっての課題です。まず１つ目、児童相談所でケース対応を行う中で、DV被害を受けている被害者を発見した場合、DV相談窓口を案内していただいているところですが、例えば、明らかにDV被害を受けていても被害者御自身にDV被害を受けている認識がないため、相談窓口に相談されないことが多くあります。児童相談所の職員が同行して窓口につなげるなど細やかな支援ができれば良いのですが、児童相談所の職員は多忙なため、DV相談窓口に確実につなげるまでの支援はできていない状況です。

２つ目、DVと児童虐待が併存しているケースについて、その支援の中で、子供の安全の確保のため、DV対応担当がその子供の親であるDV被害者に対して積極的に関わることを役割として求められることがございますが、DV対応においては、被害者の意思を尊重した支援をするとのスタンスから受け身となっており、児童相談所からは、なぜもっと積極的に関わらないのか、と思われてしまうこともあり、連携した支援が進まないことがございます。

３つ目､配偶者暴力相談支援センターのDV相談において､児童虐待を発見した場合には、相談者に通告の義務を説明して通告すべきであると考えておりますが、相談者が児相に通告されると子供を連れ去られてしまうのではないかという考えから、児童相談所への通告を極度に恐れ、配偶者暴力相談支援センターに対して、個人を特定する情報を頑なに拒むことがあり、そういった場合には、配偶者暴力相談支援センターから児童相談所への通告はできない、といった状況になっております。

４つ目、配偶者暴力相談支援センターから児童相談所へ通告する場合、単に児童虐待の事実を通告するだけではなく、配偶者暴力相談支援センターとしてDV対応機関としてどう支援をしたいのかと支援方針を添えて通告するようにと児童相談所から求められることが多くございますが、そういったところが配偶者暴力相談支援センターから児童相談所への通告に敷居の高さを感じさせるところがあると考えております。

５つ目、配偶者暴力相談支援センターはDV相談対応を行う専門機関ですが、例えば、婦人相談所の一時保護への依頼ですとか、母子生活支援施設への入所の決定など、具体的な支援については社会福祉事務所で行うことになっていることから、現状としては、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携した支援はできていない状況でございます。

６つ目、面前DVケースについて、年々増加しているところでございますが、これらのケースについては、DV対応担当か、児童虐待の対応担当か、どちらの担当職員がどのように関わるべきか、支援の進め方等が定まっておらず、現状としましては、単に双方の機関で

情報共有をするのみに留まってしまっている、そういったことが多くなっております。
以上が虐待とDV、今後の検討課題としている内容でございます。
３ページを御覧いただきたいと思います。被害者の保護についてです。実情ですが、①公的シェルターの運営状況です。本市では公的ないわゆる一時保護所の運営はしておりませんが、２つ目に書いてございます、被害者の安全確保のための事業といたしまして、母子生活支援施設の居室を一時的に利用できるように提供いたします、「母子等緊急一時保護事業」を、市内３か所の母子生活支援施設で実施しておりますが、そういった事業ですとか、緊急に保護を必要とする被害者に対して、一時的に民間の宿泊施設、具体的にはホテルなどでございますが、そこでの宿泊を提供する「緊急宿泊事業」を実施しております。
次に、②民間シェルターとの連携ですが、民間シェルターは、公的な一時保護所はなかなか厳しい条件があって使えない、そういった場所になじみにくい方がいたときに社会福祉事務所等からつないで利用いただいている、そういった状況があるほか、被害者御自身が直接民間団体に相談され、利用されるなどといった場合があります。
続いて、（２）の課題でございます。１つ目、公的な一時保護所は社会福祉事務所を通じて依頼することで利用できますが、受入れをいただくのに調整に非常に時間が掛かることが多くあります。また、受入れに当たって厳しい条件を提示され、例えば、施設は相部屋であるから集団生活が難しい方は受入れができないとか、バリアフリー対応をしていないので階段の昇降ができない方は受入れできない、などでございますが、受入れを断られてしまうことがございます。
２つ目として、民間シェルターの運営団体について、でございますが、スタッフの高齢化が進んでおり、後継者がなかなか育っていないとの課題を抱えております。
続いて、（３）民間シェルターへの財政的支援でございますが、本市では２か所の団体に対しまして、補助金の交付をしております。その内容としましては、括弧内に記載のとおりです。建物の賃借料の補助につきましては、条件を設けており、予算額として、全体をまとめて１か所当たり75万円を上限とさせていただいております。
続いて、３、コロナ禍で課題として考えていること、です。１つ目ですが、緊急的な安全の確保として一時保護所や母子生活支援施設を活用した事業を実施しておりますが、施設等は集団生活のため、感染のリスクが高く、例えば、37度の熱があるといった状況でも、少しでも体調が優れない方として受け入れていただけないなどがあり、避難に当たり支障が出ました。
２つ目、コロナ禍においてDV相談対応は縮小することなく継続してまいりましたが、一時保護所への移送ですとか、施設入所への同行支援などといったものはオンラインの相談ではできない。被害者と接しながら相談対応をすることが必要な場合が多く、相談員は常に感染のリスクに不安を感じながら支援を実施させていただいているところです。
３つ目です。相談者の方々につきましては、配偶者が在宅勤務をしていたり、子供が休校となり自宅にいたりするなどして、家族が在宅しているなどにより相談に出向けないで

すとか、電話がしづらいとおっしゃる方もいらっしゃいました。

次に、４ページをお願いいたします。その他の課題についてです。まず、（１）相談支援体制ですが、配偶者暴力相談支援センターにおいては、男性からのDVの相談も徐々に増えてきておりますが、安全確保のための方策、例えば、緊急的な保護などの方策が整っておらず、相談を受けても具体的な支援策につなげられず、消極的な対応になってしまうことがございます。

（２）関係機関・団体との連携です。警察と連携させていただくことが非常に多くございますが、例えば、警察は身体に対する暴力以外の精神的な暴力については、消極的な対応であるといったことなどにより、社会福祉事務所と警察のスムーズな連携が難しい場合がございます。

最後に、（３）でございますが、若年女性、18歳、19歳の方の自立に向けた支援については、未成年であるため住宅の確保が困難であったり、親権者への配慮が求められたり、学業の継続を希望される場合の支援が困難であるなど、課題が非常に多くあると感じています。

以上で、名古屋市の説明を終わります。ありがとうございました。

○小西会長　ありがとうございます。

続いて、野田市役所、お願いいたします。15分程度でお願いいたします。

○松本課長補佐　野田市役所子ども家庭総合支援課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、野田市のDV体制について申し上げます。野田市のDV対策につきましては、昨年９月までは､他部署において配偶者暴力相談支援センターを兼ねて所管しておりましたが、平成31年１月に野田市において発生いたしました、あってはならない痛ましい事件の背景にもあるように、児童虐待とDV被害は密接に関係していること、また、児童虐待とDVは同時に発生している事例が多く見受けられることを踏まえ、令和元年10月１日に、支援一係と支援二係で構成される子ども家庭総合支援課を新設いたしました。

支援一係は、児童虐待の初動対応及び集中的支援、そして､DV対策を担い、支援二係は、児童虐待の通告受理から児童が家庭において安心で安全な生活が送れるようになるまで切れ目のない継続支援を担っております。

さらに、児童虐待と密接に関係するDV防止対策と子ども家庭総合支援拠点機能を併せ持つ組織としまして、体制を強化するため、精神保健福祉士、保健師、心理士、家庭児童相談員等の専門職を増員し、虐待に限定することなく、18歳までの全ての子供とその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援しております。DV業務の担当は、３名で取り組んでいるところです。

続きまして、野田市のDV対策について御説明いたします。平成13年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行を受け、平成14年２月に、今後取り組むべき方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメスティック・バイオレンス総

合対策大綱」を策定し、相談・保護・自立支援といった一貫した支援体制に取り組みました。その大綱に基づき、市として全国に先駆けて緊急一時保護施設を設置するとともに、独自施策を順次進め、きめ細かな支援体制を構築してまいりました。緊急一時保護施設につきましては、市が施設を整備し、公設民営方式で、民間団体に運営管理を委託しております。

その後、DV防止法の改正によりまして、「市町村基本計画」の策定、「配偶者暴力相談支援センター機能」が市町村の努力義務とされたため、それまで実施してきました支援策を「配偶者暴力相談支援センター機能」として位置付けることを盛り込んだ「第２次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を「市町村基本計画」として策定しまして、改正DV防止法が施行された平成20年１月11日をもって位置付けさせていただきました。

それでは、資料３の１ページ目から説明をさせていただきます。「１　児童虐待とDV対応との連携」、「①面前DV事案への対応」について、面前DVの発生は、被害者からの相談において認識する場合と、児童虐待事案で、児童や保護者からの聞き取りで認識する場合があります。

被害者からの相談において、児童虐待や面前DVを認識した場合、直ちに児童虐待担当ケースワーカーも同席して状況を把握しており、児童が同伴していれば、被害者の同意の下、その場で児童にも聞き取りを実施し、児童が保育所、幼稚園、学校等に通っている場合は、所属機関において児童虐待担当ケースワーカーが安全確認を実施しております。

また、児童虐待事案で担当ケースワーカーが児童や保護者からの聞き取りでDV発生を認識した場合は、DV担当が被害者と個別に面談を実施し、状況を確認しております。

DV被害者への対応は、被害者とDV担当者が面談を実施し、被害者の状況を把握し、被害者の要望に沿った支援を実施しております。

児童虐待の対応は、面前DVのため要保護児童対策地域協議会で精神的虐待として進行管理し、児童虐待担当ケースワーカーがその家庭と面談し、DV担当者と情報を共有して対応しております。

「②担当者研修や人事交流の実施状況」について、担当者研修は、児童虐待とDV被害の関連性が強く、同時に発生していることが多い実情を踏まえ、野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関等を対象に、DVや児童虐待の防止に向けた専門的な知識及び支援能力のさらなる向上を図るため、令和元年度から野田市DV・児童虐待研修会を民間団体に委託し開催しております。令和元年度は３日間で９項目を行う研修会を２回開催しております。また、千葉県が主催するDV担当者の研修会や実務者研修等にも出席しております。

人事交流につきましては、令和元年10月１日に当課を新設し、専門職を多く配置しており、今のところ、人事交流は実施しておりませんけれども、今後、必要に応じて人員要望及び交流も実施していきたいと考えております。

続きまして、２ページ目に移ります。「児童虐待対応機関との情報共有」に関し、当市の要保護児童対策地域協議会では、月１回の実務者会議、適宜開催する個別ケース検討会

議、毎週水曜日に庁内関係機関で開催する定例会議を実施しており、DV担当者も出席しております。児童虐待とDV被害が同時に発生しているケースについて情報を共有し、他機関との連携を図っております。

ケースによっては、児童虐待担当ケースワーカーが家庭訪問する際に、加害者が不在であることが確実な場合にDV担当者も同行するなど、被害者の家庭環境、生活状況の確認も実施しております。

「連携に当たっての課題」ですが、本市では、児童虐待とDVの業務を「子ども家庭総合支援課」が一元的に担っており、子ども家庭総合支援拠点や家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センターを兼ね、児童虐待やDV担当者が連携して業務を遂行しており、現在のところ、連携に当たっての課題はないものと考えております。

「２　被害者保護の充実」の「被害者保護の実情」としまして、平成14年６月に市が独自にシェルターを整備し、シェルター入所者への生活支援などの一部を民間団体に委託し、原則２週間の入所期間内で入所者が自立できるよう、民間団体と市が連携して支援しております。

民間団体が入所者に対応する時間は原則午前９時から午後７時までで、入所者の心のケアや食材、日用品等の物資調達、自立するための賃貸借物件の調査、求職活動等を市と連携して支援しております。

民間シェルターは活用しておりませんので、省かせていただきます。

「公的シェルターの抱える課題、民間シェルターとの連携に関する課題」については、民間団体へのシェルターの管理運営委託料を市の一般財源で捻出しているため、厳しい財政状況の中でのシェルター持続が現在課題となっております。

また、民間団体の支援員の高齢化及び人員の減少も課題となっております。

なお、民間シェルターは活用していないため、連携に関する課題はございません。

「民間シェルターへの財政的支援」については、市のシェルターがあり、民間シェルターは活用しておりませんので、財政的支援はございません。

３ページ目の「コロナ禍において課題と感じていること」に関しては、コロナ禍において、夫の在宅勤務や失職等により夫の在宅時間が増えたことから、DV発生のリスクが高まったと思われますが、相談歴のない被害者が身を守ることができているか、また、避難できる状況にあるかを把握できない状況が不安であり課題と考えております。

また、コロナ禍に関わらず、避難せず同居を継続する被害者が多い状況で、以前は被害者からの相談を待つ体制でしたが、現在は一度相談を受けた被害者からの再相談がない場合や継続した状況確認が必要と思われる場合に、市から被害者に電話連絡しDV状況等の確認をしております。その際、必要に応じて面談も実施しております。

この電話確認は、被害者が一度のみの相談で終わることなく、適切な支援に結びつけることと被害者の現状確認をするために実施しており、被害者が電話に出られない場合は、可能なときに折り返してもらい確認をしております。コロナ禍においては、夫の在宅が増

えたことにより、市から被害者への電話連絡が通じづらい状況となっていることも課題と考えております。

「４　その他の課題」については、相談支援の体制、関係機関・団体との連携につきまして、現在のところ、課題はないものと考えております。

被害者の自立支援においては、被害者本人の要望に沿った支援に努めておりますが、シェルターから加害者の元に戻る選択をする者や生活環境を整え生活保護を受けて遠方で自立した者が再び加害者の元に戻る場合がございます。DVが繰り返される危険性が拭い切れないことが課題と考えております。

また、避難前にDV相談をしていた機関からの情報提供が少ないため、避難者から当市に支援を求められた場合の対応に苦慮している状況もございます。

なお、当市から避難する場合は、避難者の了承を得て避難先自治体に情報提供を実施している状況でございます。

野田市からは以上でございます。

○小西会長　ありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答に移りたいと思います。

御質問がございましたら、どうぞ。

納米委員、阿部委員、どうぞ。

○納米委員　自治体の皆様、お取組についての御説明、どうもありがとうございました。

北海道と名古屋市には共通の質問がございます。資料にございます相談件数というのは延べ件数でしょうか、それとも実件数でしょうか、というのが共通の質問の１点目です。

それから、北海道の方にお伺いしたいのですけれども、一時保護について、女性相談援助センターと民間シェルター等への保護ということで分けてグラフに示してくださっていましたけれども、それ以外に公的な施設への保護はないのでしょうか。例えば、他で行われているような母子生活支援施設の緊急保護室への保護であるとか、宿所提供施設への保護であるとか、そうしたことはないのでしょうか、というのが２点目です。

それから、児童相談所に関して、北海道は広いと思うのですが、児童相談所はどこにあるのでしょうか。また、児童相談所の職員の方がDVの相談のときに同席されるということですけれども、それは距離的に可能なのだろうかと思ったのが、北海道への質問です。

それから、名古屋にお聞きしたいのは、DVと虐待の重複事例はどのぐらいの件数というか、規模感があるのでしょうか、というのが１点目です。

それから、福祉事務所と児童相談所では情報共有がスムーズということでしたが、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所というところでは情報共有が行われているのでしょうか、というのが名古屋市についてです。

最後です。野田市については、被害者の意向、希望、要望に沿った支援をということですが、被害者の要望とケースワークの方向性がずれることはないのでしょうか。例えば虐待状況にあるけれども、被害者の方が家を離れるのを躊躇するとか、そういうことは起こ

り得ると思うのですが、どう対処されるのでしょうか。
以上です。
○小西会長　少しだけ先に整理させてください。北海道と名古屋市に共通の質問が１つあり、北海道に１つ、名古屋市に１つありましたので、そこまで、まず順番としては北海道庁、それから、名古屋市でお答えいただきます。それでよろしいですか。
○髙石室長　すみません。聞こえづらくて、質問が全く分からないのです。
○小西会長　そうですか。私の声は聞こえますか。
○髙石室長　ぼやっと聞こえるのですけれども、細かい部分は分からないのです。
○小西会長　私たちの方もさっき伺ったときにかなり不明瞭でした。同じような状況かと思うのですけれども、これは何とか改善ができますか。そうだったら後回しにします。
それでは、名古屋市は大丈夫でしょうか。聞こえていますか。
○須田主幹　名古屋市ですが、大丈夫です。
○小西会長　そうしたら、名古屋市から、幾つかあったと思いますけれども、お願いいたします。
○須田主幹　１つ目、相談件数について、延べ件数か実人数かという質問だったと思いますが、相談の延べ件数でございます。ちなみに、面接相談を行った実人数といたしましては、2,333人でございました。
２つ目でございます。DVと児童虐待とが重複している件数がどれぐらいかという質問であったかと思いますけれども、区役所、社会福祉事務所は全件共有というところですので、そこの説明は省きますが、配偶者暴力相談支援センターにおいて、実人数で358件のうち、実際に児童相談所に通告したのは１件です。と言いますのは、その中で子供さんがいらっしゃらないケースあるいは、個人情報を全くおっしゃらないケース、また、既に児童相談所につながっているケース、あとは、区役所・支所へ情報提供を行ったことで済んだケースなどがあったためでございます。
最後に、３つ目の質問ですが、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携はどうかという質問であったかと思います。まず、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所については、全件ケースの共有をしているわけではございませんが、困難事例について、社会福祉事務所から配偶者暴力相談支援センターに御相談をいただき、我々から一緒に事例について検討させていただいています。困難事例については、そういう対応をさせていただいている状況です。
そして、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所については、個別ケースについて、先ほども通告したのが１件というお話もさせていただきましたが、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所を全件共有ということは今はできていない状況でございます。
以上です。
○小西会長　ありがとうございます。
納米委員、名古屋に関してはよろしいですか。

○納米委員　はい。
○小西会長　それでは、続いて、野田市にお願いしようかと思います。
○松本課長補佐　御質問は、被害者の要望に沿った支援ということの中で、加害者と同居を継続する選択をされた方の家庭への対応ということでよろしかったでしょうか。
○納米委員　加害者と同居を継続することになると、子供にとっては虐待状況が継続することになるということだと思うのです。その場合、どうされるのかなと思ったということです。
○松本課長補佐　今のような状況は多くある状況でございまして、どうしても被害者の方が同居を選択するということが生じています。そういった場合は、その家庭への支援ということでは、児童虐待の担当者が両親と面会をしたり、お子さんとも面会したり、そこに必要であれば心理士が入ったりという状況で、その家庭の暴力が起きないようにするためにどうするかということを、DVの方は、被害者の方とだけなのですけれども話をして、児童虐待担当者はその家庭と話をするということを継続しております。
　当然そういったケースですと、要保護児童対策地域協議会でも進行管理をしまして、その家庭について、私どもの機関だけではなくて、当然学校であったり、もし母子保健関係とか幼稚園、保育所といった関係機関が携わっていれば、多方面からその家庭に関わっていくということをしております。
　以上です。
○小西会長　北海道は、チャットか何かで送っていただいて、後でお答えいただく形にしておきたいと思います。
　それでは、次に阿部委員の御質問に移りたいと思います。
○阿部委員　ありがとうございました。
　野田市に御質問をさせていただきますが、野田市は民間シェルターをかなり市の主導で設立、開設したと記憶しているのですけれども、現在、これが活用されていない理由を教えていただければということ。
　２つ目に、野田市は、ここ１～２年で結構ですが、どれぐらいの相談やどれぐらいの保護の取組をしておられるのかを教えていただきたい。
○松本課長補佐　１つ目の民間シェルターの活用というところなのですが、野田市では、平成14年に市でシェルターを設立、整備しまして、その運営管理と避難者への支援というところでは、民間団体に委託をさせていただいておりまして、公設民営方式とこちらでは言っているのですけれども､その形態で現在までシェルターの業務を取り扱っております。民間シェルターの設立というところでは、野田市ではしておりません。
○阿部委員　現在活用していないということですね。
○松本課長補佐　そうです。
　２つ目、ここ３年間の件数で申し上げますと、DVの相談件数につきましては、平成29年168件、平成30年184件、平成31年度、令和元年ですが、332件となっております。今年度で

すと、９月末現在で260件となっております。

緊急一時保護施設への入所者につきましては、平成29年度は０件、平成30年度は３件、同伴者を含めますと７名です。平成31年、令和元年度は２件、同伴者を含めますと合計３人です。今年度、令和２年度は２件、同伴者はおりませんで、２人となっております。

以上です。

○阿部委員　ありがとうございました。

○小西会長　よろしいですか。

他にございますか。

では、山田委員、中村委員の順で御質問いただきます。よろしくお願いします。

○山田委員　中央大学の山田です。御報告ありがとうございます。

からめ手みたいな質問なのですけれども、よくDV被害女性やさらには虐待された女性にとって、夜の街が駆け込み寺的な場所になっているという報道が、NHKでもされたかと思います。お金も得られますし、親身になってくれるし、寮もあるし、保育もあるし、携帯も使えるというところで、もちろん夜の街でのホステスとしての仕事をしなくてはいけないのですけれども、駆け込みの場所になっている。物すごく申し訳ないのですが、札幌市や名古屋市は単身赴任や出張が多いために、このような夜の街が結構盛んだと聞いておりますが、そのような立場、状況にいる女性に対してどのぐらい把握していたり、相談があったり、また、特別な支援歴などがあるのでしょうか、ということがまず第１点。

２点目は、コロナ禍によって、そのような立場の状況にある女性が、収入がなくなって追い出されているのではないかという話も報道等で聞くことがあるのですけれども、そういうことに関しての相談なり把握なりはなされているのかを聞きたいと思います。もちろん日本全国あるところですけれども、特に北海道と名古屋はよく聞きますので、もし何か把握されているものがあれば教えていただきたいということでございます。

○小西会長　そうしましたら、まず名古屋市にお答えいただきまして、北海道は全部まとめたところで、中村委員まで終わったところでお答えをいただきたいと思います。

名古屋市、お願いいたします。

○須田主幹　名古屋市です。

夜の街といいますか、そういう繁華街があるような区役所で、そういった居所のない女性の支援をしている状況がある、そういったところもございますが、特に、そういうものに特化した支援があるわけではございません。ただ、そういった街では外国の方が多いところもございます。そして、特に、外国語の支援の必要な方には通訳の派遣事業などをやっているわけなのですが、その中でも一番言語として多いのがタガログ語であったり、そういったところにいらっしゃる外国の方の支援をさせていただいている状況はございます。

コロナ禍にそういった方たちがどうしたかというところについて、私たちもとても危惧はしていたところですが、件数として凄く多いわけではございませんが、居所がない方の一時保護が何件か続いてあったり、あるいは緊急事態宣言が解除されたのが５月終わりだ

ったと思いますが、６月になってそういった方たちも一気に動きが出てきたというか、支援の現場ではそういったところも把握しておりますけれども、特に件数がそれだから一時保護などができないほど溢れているということまではなかったかという、とてもざっくりしたお答えにはなりますが、そんな状況です。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、中村委員の御質問に移りたいと思います。

○中村委員　それぞれの地域の事情で個性的なことがよく勉強になりました。ありがとうございます。その上で、DVの方から言うと加害者対策に関心があって、虐待の方から言うと加害親対策に関心があるもので、質問させてもらいます。

名古屋と野田ですけれども、野田は先ほどの納米委員とのやり取りに重ねた質問なのですが、在宅DVみたいなことがあって、家にい続ける場合ですけれども、それが虐待から見ると、子供が分離されて施設に保護されているのか、それとも子供はそのまま同じように在宅で見守られているのか、数や比率が分かればと思います。

さらに、名古屋も同じ質問なのですが、福祉事務所を通じて連携しているのはユニークだなと思いました。その際に、レジュメで言うと「福祉事務所において重複する事案を把握した場合」ということで、重複した場合のその重複の仕方について、同じ質問です。在宅で子供がいらっしゃるのか、施設に保護されているのか、結構家族の力量が違ってきますので、２つお答えいただければと思います。

次の質問は、DVの加害者対策は別途こちらで議論する課題なのですが、それぞれの自治体で虐待する親への何らかのプログラムがあって、その間対応されているのか、対応の中身をもう少し詳しく教えてください。これは３つの自治体です。

以上です。

○小西会長　では、名古屋市からお願いして良いでしょうか。

○須田主幹　質問に聞き取りにくいところがあったので、お答えが正しくできるか分からないのですが、福祉事務所で重複した事案を把握したときの話で良かったですか。

○中村委員　そのときに、重複した場合に、虐待された子供は児童相談所を通じて児童養護施設等に保護されて家から離れているのか、在宅のまま見守られているのかという比率でも良いですけれども、大体の数が分かればという質問です。

○須田主幹　分かりました。

統計データはございませんが、圧倒的に後者といいますか、区役所に虐待の通告がある、あるいはDV相談を受ける、そういった中でということですので、お答えとしては在宅の方だと思います。

２つ目の質問は、加害者、虐待する親への支援ということで良かったでしょうか。

○中村委員　そうですね。何かプログラムがあるのであれば、それは母親と父親は多分違うのですけれども、どんな具合になっているのか、もしつかんでいれば教えてくださいということです。

○須田主幹　直接の担当でなく、今、手持ちはないのですけれども、児童相談所において一時保護したり施設入所となった子供の親に対するプログラムについては、様々実施されている状況ではございます。DVの加害者に対しては、本市では今のところはやっているものはございません。
○小西会長　それでは、野田市で続けてお願いいたします。
○松本課長補佐　まず、在宅中、施設にお子様が保護されるケースは確かにあるのですけれども、ほとんどはお子様は保護者と一緒に同居しているといいますか、継続するケースが多く、ただ、その数は把握しておりません。
○中村委員　構わないです。分かりました。
○松本課長補佐　虐待をする保護者へのプログラムというところでは、特に特化したものはございませんけれども、私どもの方で心理士や家庭児童相談員という者もおりまして、その家庭に沿った対応の仕方を検討しまして、家庭と保護者との関わりを持っているところでございます。
　以上です。
○中村委員　分かりました。ありがとうございます。
○小西会長　よろしいですか。
　それでは、北海道は、大体伝わっていますか。大丈夫でしょうか。
○髙石室長　御質問は、山田先生のは、はっきり明瞭に聞こえたのですけれども、事務局会場からのものは、くぐもってなかなか判断できなかったのです。
○小西会長　では、今、お答えいただける山田先生の質問について、お願いします。
○髙石室長　よろしくお願いします。
　コロナ禍で、あるいはコロナ禍ではないにしろ、すすきのなりの繁華街に駆け込み寺として被害に遭った女性が、あるいは経済的に困窮する女性が駆け込む、そういう実態を把握しているかどうかというと、残念ながらその数は把握し切れていないところです。というのは、一人一人にお聞きするわけにもいかないですし、お店にアンケート調査をするわけにもいかないので、やはり件数は難しいのです。
　ただ､そういう方たちがお困りだったときに､私たちの持っている公的な相談機関なり、民間の相談機関につながる、そういった情報については差し上げたいと思いまして、そういう情報を使えるようなリーフレットを作成するとか、あるいは、SNSに投稿するとか、そういう手法は実は現在考えているところなのです。例えば、100人のそういった女性の中で何人に伝わるかはやってみないと分からないのですけれども、数は残念ながら把握できない、ただ、そういった女性が困ったときに相談する場所なり、支援を求める場所があるよという情報はお伝えしていきたい、そのように考えております。
○小西会長　ありがとうございます。
　私からも質問というか、それぞれユニークなところが選ばれているのだと思います。例えば、名古屋の福祉事務所を中心にした支援とか、野田は相談の方ですけれども、子ども

家庭総合支援課で全て受ける、と。野田などは昔、平成14年からとおっしゃいましたけれども、市で民間運営のシェルターを持っていらっしゃるというので割と有名だったと思うのです。でも、それなのに児童虐待による死亡事例が起きてしまい、それで連携が取れないことが問題になり、法改正にまで至りました。私が聞きたいのは、どういうところが一番新しくなって、その連携についてどのように良くなり、どういうところに問題があるかという形でざっくばらんにお答えいただけたら嬉しいなと思います。

○松本課長補佐　まず、皆様御存知のように事件がありまして、市の中でも横の連携ができていなかったというところは、我々もすぐ把握することができました。それは当時、例えば、児童虐待の方でも、DVの方でも、その頃から委員として関わってはいたのですけれども、連携ができていなかったというところが分かりましたので、それをどうするかというときに、１つの課でその２つを担うことが最も良い連携といいますか、対応になるだろうということで、この部署が昨年の10月にできました。

　そういった中で、何が良くなったかといいますと、連携というよりも対応が、児童虐待の担当ケースワーカーとDV担当者が同時に動けるというところが一番の利点かと私個人としては感じております。私もこの部署に携わって１年しか経ってはいないのですけれども、その中でも児童虐待とDVが同時に発生している事案も沢山対応してまいりましたし、そういった中では児童虐待担当ケースワーカーと連携をして、お子様が一時保護できない家庭や、被害者が継続して加害者と住むという判断をしているケースがほとんどだったのですけれども、そういった中でも、我々もその家庭と深く関わりながらどうやって改善していくかとか、あとは、危険性があるときの対応の仕方とか、そういったところを被害者の方とよく話をするようにして、継続して助言であったり、支援であったりということをしております。

　今のところ、連携に当たっては特に問題なことはございません。

○小西会長　具体的なイメージが湧きにくいのですが、市の課のレベルでは、DVの担当者と虐待の担当者は常に机が同じところにあって、顔を合わせて会話ができる状態だと考えれば良いのでしょうか。

○松本課長補佐　はい。

○小西会長　さらに、重複しているケースが何度も質問に上がっていますが、そういうときに当然全て話せるわけでもないし、話すことが良いかどうかも分からないですね。以前に事件が起きたケースもそういうケースだったと思うのですけれども、今だったら、例えば、自宅に帰るということが同じだとしても、もう少し良く連携できる、対応できるところがあるのだったら教えていただければと思います。

○松本課長補佐　当然、児童虐待とDVということで担当者が関わっていきますけれども、その保護者、加害者の状況や被害者の状態といったものを見て心理士を活用したり、あとは弁護士に確認をしたりなど、今までは実務者レベルでの対応の中で判断していたことも別の方面からも確認をするなど、そういう対応はしております。

○小西会長　では、専門家の視点なども以前よりは入りやすくなっていると考えて良いのでしょうか。
○松本課長補佐　はい。
○小西会長　野田でやっていらっしゃることは、事件を踏まえて、かなり新しいことだと思うので、ぜひ何か知見を教えていただけたらと思いました。ありがとうございます。
　他に御質問はございますか。
○原委員　今の小西会長のお話の中にあった対応に関して、まず野田市にお尋ねしたいのは、そこに至るまでに児童虐待とDV対応の在り方の検討会のようなものを実施して、それで今の形をつくり上げることができたのかということと、今後、もちろん話があったように知見を生かしてほしいのですけれども、今後も検討会を継続してより進化していくということを想定しておられるのかをお聞きしたいと思います。
○松本課長補佐　まず、検討会というところでは、DVではなくて児童虐待の方になるのですけれども、毎週水曜日に定例会としまして、これから進行管理すべきケースか、それとも距離を置いて見守っていくケースかとか、そういったところをどうしていくかという話合いを持つ場がございます。当然DVと虐待が同時に発生しているような家庭もそこで検討していきまして、そこには児童虐待のケースワーカーもおりますし、DVの担当もおります。その他にも市の行政機関内で母子保健、教育委員会、あとは保育関係や障害関係など、そういったところの各部門の者が集まって話合いをして、これからの方向性などをそこで話をします。
　進行管理をしていくことになれば、今度は野田市では個別支援会議ということで個別ケース会議も開催しながら、その家庭によりどう関わっていくのが良いのかとか、その場では必要に応じて民生委員や所属機関があればその担当者の方、あとは警察などといった方々に集まっていただいて話合いをして、どのように関わっていくか、現在、話を進めたりしています。
○小西会長　それでは、ここまでのところで、種部委員と可児委員に御質問があるようなのですけれども、北海道にもそちらの方はちゃんと伝わりそうなので、ここまでこちらから出た北海道への質問についてまとめで簡単に答えていただいて、その後、お二人の質問に行きたいと思います。よろしくお願いします。
○髙石室長　チャットに入れたのですけれども、相談件数については延べ件数になります。
○小西会長　ごめんなさい。そちらからの音声もうまく聞こえないので、後で文書でその部分を回答していただくということでも良いですか。
　種部委員の御質問に先に行きたいと思います。
○種部委員　では、これも伝わらないかもしれないのですけれども、北海道にお聞きしたいことがあります。
○小西会長　それは多分、後で聞こえると思うので、大丈夫です。
○種部委員　では、口頭で言います。どこも民間シェルターを非常に上手に活用されてい

て、非常に連携も要保護児童対策地域協議会の中に入れてやり取りをされているということで、すばらしいと思いました。ただ、どこもそうですが、資金不足と支援者の高齢化と支援者の不足ということで、これは両方同じ問題だと思います。資金が少なくて十分な人件費が出せないために、若い方がなりわいとしてやっていけないということで、支援者が育ちません。ですから、どちらが先かという問題があるかと思うのですが、民間シェルターに対しての補助金といいますか、どういう補塡のされ方をしているかを具体的にお聞きしたかったです。

特に民間シェルターの良いところは、一時保護の条件が緩いところでありまして、スマホの所持など、様々な条件が多少厳しい公的なシェルターとは違って、スマホ所持を認めたりしていると思うのです。そうなりますと、どこまでを一時保護という形で、例えば、一時保護委託であれば委託費が出るはずですから、その運用のための費用が１日当たり幾らという形で出ると思うのです。ですが、そこから先は恐らく自立支援をされていると思うのです。そうなった場合に、一時保護委託費を切られた後、その支援に対して非常に少額でありますと大変にエネルギーがかかるということでありまして、どのくらいの期間までを一時保護と認めるのか、あるいは、そこをどういう条件から切り替えていらっしゃるか、具体的に分かる範囲で金額を含めて教えていただければと思います。

もう一点、名古屋にお聞きします。

○小西会長　ちょっと待ってください。北海道に関する御質問は多分そちら側では明瞭でしょうが、お答えがまたこちらで分かりませんので、まとめてチャットなり文書なりでお答えいただくようにします。

○種部委員　では、後ほど北海道から回答をいただければ嬉しいです。

では、次は名古屋に質問させていただいてよろしいでしょうか。こちらは社会福祉事務所を上手に使っていらっしゃるということでした。社福と全件共有するなど、非常に進んでいると思ったのですが、社福で非常に支援の質が高いということの証拠と受け止めました。ですが、DVの方というのは、自分から最初からDVと言われる方はなかなかおられなかったり、捕捉はできても、その後、実際に支援につながってみようとはなかなか思わなかったり、先ほどもあったかと思うのですが、引き離しを恐れて児相通告を拒否したりということでありまして、その段階でエンパワーメントが必要だと思います。なかなか社福の窓口でエンパワーメントをして、その方の心の傷を癒やして支援につながってみようと思うまでは時間が掛かると思います。そこに対して手厚く支援できるようなすばらしい社福なのかと思うのですけれども、どういう状況なのかをお聞きしたいです。

もう一つは、民間シェルターも活用されておりましたが、１か所当たり75万円というのは、年間75万円だけということでしょうか。プラス一時保護委託費をランニングコストとしてお支払いしているのか、その辺も詳しくお聞かせいただければと思います。

○小西会長　お願いします。

○須田主幹　名古屋市です。

まず、社会福祉事務所で、というところの話なのですけれども、DVに関する相談員は、児童虐待については専門性がまだ足りないところがあるとは考えておりますが、エンパワーメントが必要なところ、DVを受けているかもしれないと発見する力などといったところは、実は相談員に対して私どもの研修の中でもかなり力を入れ、やっているところでございますし、私どもは、実は、社会福祉事務所に母子・父子自立支援員と、それプラスひとり親専門でやる相談員２人ずつが配置されている。そういったところの人も離婚を考えているという相談を受けているわけですが、そういった人たちもひょっとしたらDVを受けているかもしれないと。そういう視点は持って相談を受けていただいておりまして、そんな中で、DVを受けているかもしれないというところを気づいたときに、婦人相談員、女性福祉相談員につなげて、ゆっくり時間を掛けて話を聞いていく、そういう体制が本当に社会福祉事務所ではできているなと。そこについては、本当にうまく連携できているとは自負しているところでございます。

そして、民間シェルターについてですが、本当にお恥ずかしい話、これは年間のお金でして、一時保護の委託というのも、私どもが一時保護している、都道府県ではないものですから、そういったことは全然しておらず、個別の民間団体に被害者の方が直接つながるだけで、受けていただいたからうちから幾らお支払いするという体系は全くできていない状況でございます。

○種部委員　ありがとうございます。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、可児委員の御質問に移ってよろしいですか。お願いします。

○可児委員　遅参いたしまして、申し訳ありませんでした。

野田市への質問なのですけれども、もしかすると私が来る前にどなたか質問されていたら、またペーパーで見ますので、その旨を指摘してください。野田市から配付された資料の３ページの「コロナ禍において課題と感じていること」の中に、現在は、一度相談を受けた被害者から再相談がない場合や継続した状況確認が必要と思われる場合等に、市から被害者に電話連絡し、DV状況を確認している、という記載があります。私の感覚だと、まだ自宅にいる被害者に対してこちらからアプローチするという発想はないのです。それはなぜかというと、もし電話してしまったときに、その場に加害者がいたとすると、それをきっかけに暴力を振るわれるおそれがある。あるいは、その場にいなかったとしても、こちらから電話をした記録が残っていたことをとがめられて暴力を振るわれるおそれがある。そういったリスクがあるものですから、被害者側から接触してくるときには対応しますけれども、こちらからアプローチすることはある意味恐ろしくてできないですが、野田市はそれをされているということで、野田市の側からアプローチすることに対してのリスクをどのように回避されているのか教えていただきたいと思っています。

以上です。

○小西会長　お願いいたします。

○松本課長補佐　確かにおっしゃるように、リスクというものはあると思います。ただ、その被害者の方がもしかしたら支配されているような状況において、相談であったり、電話連絡ができない状況がもしあるとしても、最初に相談を受けたときに、私どもが再度電話をさせていただいて良いかということを伺っております。その状況を確認ということで行うのですけれども、どうしても１回の相談で終わってしまうことも我々はリスクと考えておりまして、そこを何とか我々の方に継続して相談していただきたいというところで実施しているところでございます。
○可児委員　これは１度目の相談を受けた段階で、御本人宛てにこちらから電話をすることがあるかもしれないけれどもよろしいですか、みたいなことで、了解を取って電話をかけられているという理解で良いのですか。
○松本課長補佐　そのとおりでございます。
○可児委員　分かりました。ありがとうございます。
○小西会長　ありがとうございます。
　そうしたら、最後の質問ぐらいになるかもしれませんが、他に何か御質問は、ございますか。
　原委員、どうぞ。
○原委員　これも北海道への質問なのですけれども、資料の４枚目になりますが、一時保護の経緯なのですが、これは婦人相談所を経由して民間シェルターにつなぐのがもう流れになっているのか、それとも、例えば、札幌市から直で民間シェルターに一時保護依頼ができるのか、その辺りはどうなっていますか。
○小西会長　正確を期するために、後日議事録ができるそうなので、そこで御質問をもう一回北海道に投げて、それで返してもらうという形でもよろしいですか。その方が意図がきちんと伝わると思いますので、最初の納米委員の御質問から、北海道に関することはそのように対応させていただきます。
　他にございますか。
○納米委員　名古屋にお伺いしたいと思います。例えば、ここに挙げてくださっている３つ以外の相談窓口でDVが把握された場合は、どのように相談者の方に相談を促すのでしょうか。例えば、男女センターでも相談をやっていると思いますし、そのほか、分かりませんけれども、子供系の施設、保育所、色々なところで、DVについて把握したみたいなことが、相談されることがあると思うのですけれども、そういう場合にはどういう流れになるのでしょうか。
○須田主幹　名古屋市です。
　今、おっしゃっていただきましたとおり、男女センターでも女性のための相談窓口を設けておりまして、その中でDVに関する相談も一部受けていただいております。そういったときに、まだ相談の内容が整理できていないような方ですと、こちらの配偶者暴力相談支援センターに、あなたの気持ちを整理するためにということで御案内いただくこともござ

いますし、具体的な福祉的な支援であったり、離婚の支援であったり、避難されたい、そういったことがある方は、お近くの社会福祉事務所をそちらからも御案内をいただいているといった状況です。大きくは相談窓口としては男女センターと配偶者暴力相談支援センター、そして、社会福祉事務所で行っています。
○納米委員　分かりました。
○小西会長　よろしいでしょうか。
　それでは、ここで一旦休憩にしたいと思います。どうもありがとうございました。
○松本課長補佐　野田市でございます。先ほど阿部委員からの御質問があったときに、数字を間違えて伝えてしまったところがありましたので、そこを訂正させていただきたいと思います。相談件数のところで、令和２年度で「260件」とお答えしてしまったのですが、「290件」の間違いでした。申し訳ございません。
○小西会長　ありがとうございます。増えているということですね。
　それでは、よろしいですか。他に何か一言言っておきたいということはありませんか。
　地方公共団体の方々は、ここで御退出いただいて差し支えございません。本当にどうもありがとうございました。
　これから５分ほど休憩にしたいと思いますので、今は41分なのですが、刻んで申し訳ありませんが、46～47分ぐらいから始めたいと思います。その間、皆様リフレッシュしていただくということで、よろしくお願いいたします。
　では、これで休憩に入ります。

（休　　憩）

○小西会長　それでは、再開したいと思います。
　引き続きヒアリングをいたしますが、続いて、全国シェルターネットから北仲共同代表、山崎共同代表から御説明をいただくことにいたします。よろしくお願いいたします。
○北仲共同代表　全国女性シェルターネットの北仲と山崎です。今日はありがとうございます。
　ついでに、たまたま私たちは所属シェルター団体としては名古屋と札幌なので、さっきの質問も実は沢山答えられるなと思いながら聞いておりました。
　前半、私が話をさせていただいて、後半は山崎がお話しします。
　まず、私たちは民間シェルターの全国加盟組織です。民間シェルターというのは、逃げる前の相談から家を出た後の生活の自立、その後の回復まで、何年にもわたって同じ被害当事者に対するあらゆる角度からの支援をしています。
　DVの支援とは何かという理念や方法やスキルなどは、世界各国では基本的には民間が先導してきました。
　次のページをお願いします。基本的にお配りのワードの資料の方が詳しいので、そちら

を御覧ください。日本の民間シェルターは90年代ぐらいから世界の影響を受けて作られまして、全国に100以上あると言われているのですけれども、うち64団体がシェルターネットに加盟しています。北海道発祥ですので、北海道は８団体ありますけれども、民間シェルターがない県もあります。あっても大体はマンションの１部屋、２部屋や一軒家など、非常に小規模なものが多いです。基本は無償のボランティアで、財政難や人材難が課題です。

ですが、私たちの仲間は配偶者暴力相談支援センターの業務を受託しているところも結構多くて、自治体の相談員もやっていたり、自治体の職員だった方にメンバーになっていただいたりしているので、本当に民間と官が分かれているわけではなくて、DV支援に色々なところで関わる人たちのつながりという側面があります。

次のページをお願いします。全体としてDVの相談支援というのは気持ちの整理、ケースの見立てや支援計画、意思決定の援助から、逃げるところ、それから、新しい生活の支援、回復の支援、そして、離婚に向けた相談や支援、その後の生活の支援など、新しい問題がどんどん起きてきたら、それについての支援を民間だとずっとやっているわけです。

次のページをお願いします。ところが、日本では公的な機関がDV防止法以降は中心的な支援の枠組みになったこともあり、民間団体もその被害者のために公的なところの色々な制度を利用した方が良いこともあるので、民間で相談を受けても公的な支援につなごうとしてきているわけですが、そこで色々な問題を感じてきています。

一つは、切れ目がたくさんあって、民間でずっと支援したら最初から何年間もずっと一緒に支援できるものが、公的なところに行ってしまうとぶつぶつと切れてしまうということや、地域によってしてもらえることの基準がかなり違う。例えば、DV防止法ができてから、どういう場合に婦人相談所で一時保護されるのか、というと、よく聞こえてくるのが、警察経由だとオーケーだとか、広域をやってくださいと言われるのだけれども、逆に広域で移動してきたら受けてくれないとか、身体的暴力でないと保護しない。「緊急性がない」という言葉がマジックワードなのですけれども、お金を持っていると、婦人相談所の感覚からすると、今夜行くところがなくて、泊まるところがなくて、お金がない、というわけではないので保護しない、と言われたり、団体生活が難しいとか、メンタル不調だと保護しないと言われたりすることがあります。

次のページをお願いします。それから、連携が非常に難しく、市町村や民間の相談員が最初に聞いて、婦人相談所で保護されたとなると、あなたたちはここで結構です、さようならと追い返されてしまって、いや、この人にはこういう事情があって私から話したほうが良いのだけれども、などと言っても、そこで切られてしまう。連絡も拒否されるという事件も去年起きて、かなり深刻な事件も関東のある県では起きています。

それから、婦人相談所に預けたら、そこできちんと支援してくれているのかというと、そのクオリティーにかなり疑問符がつきます。施設に入っているだけなのではないか、その間ずっとテレビを見ていただけとか、その間、本当に支援計画を立ててエンパワーメントしてやってくれているのだろうか、という疑問がありますし、逆に県外に逃がすのが原

則という地域もあって、できるだけ遠くへ逃がしてしまうと、その後の中長期的な支援はしなくて良いわけですので、保護して遠くへ逃がすだけというところもあります。

次のページをお願いします。それから、DV防止法ですけれども、かなり限界があって、DV防止法で保護命令が出るなどというのはごく極端な一部のケースでしかありません。保護命令が出た場合に警察が対応してくださることになっているのですけれども、これも地域や担当者が替わるとかなりばらつきがあります。

それから、ストーカー規制法でしたら、メールだけではなく手紙なども全部禁止だと思うのですけれども、DV防止法の場合、電話禁止命令などはあるのですけれども、手紙禁止命令がなくて困ったという話も聞きました。

保護命令決定までの間、すぐに出す緊急保護命令というものが日本はないので、結局かなりそれが待てる人が限られてくると思います。

次のページをお願いします。もう一つ問題だと思っているのが、二次被害です。そして、たらい回しです。たらい回しの方ですけれども、DV事案なのだけれども、障害者だから障害者福祉の担当に委ねられてしまって、そこにはDVの視点はないとか、高齢者だから高齢者施設に入ってしまうのだけれども、そこは安全でも何でもないとか、生活保護が必要で逃げるというときに、普通の生活保護の視点で、健全で働けるのだから出せないみたいな感じで、DVから逃げるための転宅だと、この生活保護だということが共有されない担当者に行ってしまうというように、このことはこっちなどと、どんどん回されていくうちに、話が通じなくなってしまうということがあります。

それから、先ほど他でも出ていましたけれども、警察はやはり警察の仕事の仕方でだけ支援をしてくださって、警察はできることがないけれども、他の支援が必要だということで一緒に動いてくださるわけでも、動いてくださる警察官もありますけれども、全国的にはそれは難しいということがあります。

次のページをお願いします。ですから、結局、今回私たちは多くの人から言われたのが、一人があちこちに、当事者がゼロから説明して回らないといけない。DV相談証明を取るためにも、住基ロックを取るのに市役所の担当者にも、それもまた毎年更新なので毎年行かなければいけない。警察にも一人で行って、生活保護だとか、福祉や住宅の関係も、スタンプラリーのように一つの役所や複数の機関を自分で回らないといけない。保険証や年金もそうです。そのうちにどこかで理解がない担当者に当たってしまって、くじけて、もう良いとなってしまうということが沢山起きているという声が上がっています。

次のページをお願いします。それから、公的シェルターに預けると、幾つかの自治体では外から鍵をかけられる公的シェルターで、まるで牢屋のようであるとか、携帯電話取り上げとか、どうしても閉所恐怖症でちょっとだけ散歩させてくれと言って散歩したら、もう退所だと追い出されたなどというような、公的シェルターに入って、もうあんなところには絶対に行きたくないという噂がかなり広がってしまって、そうではないシェルターもあるよと言っても理解されないということが起きています。それから、大きい子供と一緒

に、中学生の男の子とかと一緒だと児童相談所と婦人相談所に分かれてしまうので嫌だという話もよくあります。

次のページをお願いします。ですから、図としては、最初の相談段階で市役所でキャッチしたり、男女センターで話を聞いたり、配偶者暴力相談支援センターだったり、民間シェルターだったり、あるいは、警察だったり、病院でキャッチしたり、また、配偶者暴力相談支援センターに行けば良いのだよということを全国の電話相談などで情報提供したとしても､それぞれの間も切れていることもあるし､そこから県の一時保護になったときに、もうここで最初の担当者とは切れてしまう。その後、今度は自立支援になると、市町村の担当者に行くので、またそこで切れてしまう。本来、こういう支援は全てのプロセスを同じチーム、同じ担当者で信頼を築きながらやっていくのが当然だと思うのですけれども、日本は到底そんなことになっていない。それぞれの担当者が皆一生懸命やっても、やりにくい思いをしている、ということだと思います。

次のページをお願いします。ということで、今回私たちは、資料４にありますように、私たちが、理想としては、こういう相談支援が日本で欲しいという提言と解説資料を発表しました。後でお読みいただければと思います。

次のページをお願いします。まとめますと、もっときちんとした包括的で専門的で本格的な支援が日本に欲しいと。予算と人をつけてほしいと。それから、全国どこへ行っても同じ枠組みで、どのように保護されるとか、何はしてもらえるとか、明確になっていてほしいと。それから、多機関連携、例えば、他の国だったらワンストップで警察も福祉もカウンセリングもシェルターも担当者が一緒の、さっきの野田市のもっと広いバージョンですね。それがいるという国もあるわけで、そうすれば、たらい回しや二次被害は絶対に減ると思うのです。そういうものがあった上で、私たち民間も対等なパートナーとして位置付けて、民間も潰さないように公的な支援もしてほしいと思っています。

次のページをお願いします。ですから、私たちの提言のポイントは、今の日本では被害者が全てを捨てて逃げ回っていますが、他方で、加害者に責任を取らせたり、加害者対策がないのが非常に苦しいということ。

次のページをお願いします。それから、保護を求めた人が保護されないというのではなくて、保護を求めた人は保護してほしいし、そこには頼りがいがある専門職員がいて、たらい回ししないような窓口のセンターなどがあってほしいし、被害者が選べるような複数の施設やメニューがあって欲しいし、中長期の回復支援や就労・生活支援もつながっていて欲しいし、そこに民間団体も参加させていただきたいということです。

次のページをお願いします。これも先ほど言いましたけれども、DV防止法も改正していただきたい面があります。

次のページをお願いします。そして、もう一つのテーマですね。コロナ禍の影響についてですが、今回、特別定額給付金が家を出て逃げた人も受け取れるようには措置をしていただいて、また、確認書が、加盟団体、民間団体でも出せるということで、およそ91通、

加盟団体だけでも出させていただきました。半分ぐらいが北海道で、北海道だけ活動の内容がかなり違います。

コロナ禍の影響については、山崎からお話いたします。

〇山崎共同代表　札幌からまいりました、札幌で女のスペース・おんというところでシェルターを運営し、代表をしております山崎と申します。

コロナの影響ということなのですけれども、最初の５月、６月は先ほどの特別定額給付金に関する問い合わせで、住民票を移さないで家を出てしまっている人に関しては、私たちが確認書を出したりなどして問題なかったのですけれども、すごく相談が多かったのが、在宅で夫に給付金を取られてしまって、私は逃げることもできない、子供は３人いて、被害者の分を合わせたら40万のお金を全部夫が取ってしまってパチンコへ行ってしまったとか、そういう在宅でのDVの相談がすごく多かったのです。これまで電話相談で来なかった方も、この給付金によって相談をしたということが感じられました。

それと、これは北海道など地方の特徴だと思うのですけれども、北海道は一次産業が多いのです。漁業だとか、酪農だとか、そういった一次産業の夫が、一次産業は妻も一緒に自営でやっていますので、例えば、漁師が、魚が売れないものだから漁獲量を減らさなくてはならなくなった。減らすと収入も減るし、船で海に出ている時間も少なくなるのです。家にいる時間が多くなって、それで妻や子供たちに虐待やDVをするということでシェルターにつながって、児童相談所と連携しながら、子供の虐待も含めて逃げてきたというケースもあります。

ですから、この間、一次産業というところも視野に入れなくてはいけない、と思っていることと、一次産業には外国籍女性も非常に多く働いているのです。それは妻という形で来て、半分人身売買ではないのかみたいなケースもあるのですけれども、そういうことも多いので、一次産業の人たちが相談しやすくしなくてはいけないということ。

それと、先ほど山田委員がおっしゃった夜の街関連で、DV相談プラスが内閣府で行われましたけれども、これまで相談に来られなかった方が、このSNS相談で夜の街関連の相談で私どもに繋がるようになりました。そこでの相談というのは、まずコロナの前の段階だと、駆け込み寺とおっしゃっていましたけれども、そういったところへ逃げてきた人が、自分はもう風俗しか仕事がない、風俗で何年もやっていて次の新しい仕事が見つけられないけれども、ホストの男性に転がり込まれてしまって、それでどうしようもなくなってしまっている、そういう相談がDV相談プラスでつながりました。

そういった場合に、そういう人たちはどういうところに相談するかというと、朝なんて起きていないのです。午前９時から午後５時の相談機関には無理。札幌市は朝８時45分から夜８時までDV相談をやっているのですけれども、そこだってお勤めがあるからつながらないしということで、なかなかそういうところにはつながらないのですが、SNS相談はある意味アウトリーチの役割も果たしているのかなということで、風俗の方からの相談も入りました。

すすきののキャバクラで長年働いていて次の職場もない。このコロナで１日の収入がゼロになってしまって、ビルから飛び降りてしまった人もいる。どうしようもなくなってしまって、男性の経済力に頼るしかなくなり、DV被害にあってしまった。そういった実際のケースはあるのです。

ということで、このコロナで見えたことというのは、SNS相談でつながってきたことで見えたことにもなるのですけれども、一次産業ですとか、風俗ですとか、夜の街で働いている女性というところが見えてきたのかなと感じているところです。

これからなのですけれども、コロナの間だけではなくて、そういった方は長期にわたるサポートが必要になってくるのです。だから、短期ですぐ結果が見えるものではなくて、まだまだこれから、収入がゼロになってしまったキャバクラ嬢はこれからどうしたら良いのだろうかということで、来年、再来年にまた色々な問題が発生する可能性が見えてきたというのが、私が相談を受けていて感じたところです。

以上です。

○小西会長　ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。時間は概ね20分を予定しております。御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員　ありがとうございます。

今、報告をいただいた資料と、資料４の全国シェルターネットの御提出資料がかなり詳しい。それから、内容も必ずしもイコールではなくもっと大胆な提案があるかと思うのですけれども、これはどの辺を中心に受け止めたら良いのかということで、一言あれば教えていただきたい。

○北仲共同代表　まとめたつもりではあるのですが、資料４の私たちが目指す被害者支援の最初のページにパワーポイントでお示ししたものと同じポイントがまとめてあって、さっきお話ししたとおりなのですけれども、ただ、その後ろに支援者と被害当事者からの意見をまとめた資料や、他の国だったらこういうことをしているという資料があります。

まとめてしまうと同じ話で、加害者対策もやってほしい、日本だけ被害者が逃げ回るのも問題だという話と、もっと包括的に、専門的に、市で切れるとか、婦人相談所で切れるとか、そういうものではない枠組みを、小さい変更ではなくてかなり大きな本格的な体制を導入していただきたくて、それには予算も要るし、そこで働く人材もきちんと雇ってもらうということと、３つ目に、DV防止法で言えば緊急保護命令とか、身体的暴力がないけれども、保護命令という変更も必要だと。まとめてしまうとそうなるのですけれども、その裏には後ろにつけたような色々な声があってということです。

○阿部委員　ありがとうございました。よく関係が分かりました。

○小西会長　一番骨子がまとまっているものというのは、この資料４－２というところに１枚「主なポイント」とありますが、この３つと考えて、もっと知りたければ、さらに資

料などを見ると分かるという組立てだということでよろしいですね。
○北仲共同代表　はい。
○小西会長　御質問は他にどうですか。
　納米委員、どうぞ。
○納米委員　御説明ありがとうございました。
　北仲さんと山崎さんは、民間団体の役割というのは、ずばりどういうところだと思いますか。民間を公的な機関と対等なパートナーとして認めてほしいという御発言がありましたが、公的な機関は様々な課題はあるにしても、色々な方が、例えば、先ほど御説明くださった自治体の方たちも非常に一生懸命それぞれではやっていらっしゃる。私も個人的に、公的なところで働いていたり、家庭裁判所で仕事をしていたりしている方を存じ上げています。児童相談所で仕事をされている方についても、それぞれの立場で頑張っていらっしゃると思います。いただいた資料、特に生の声のところを読むと、公的な機関で仕事をしていらっしゃる方々にとっては、多分かなり耳が痛いだろうなということが沢山書かれていて、ややもすると、少しディフェンシブにもなるかもしれないなという感も受けたのですが、そういう日本全体の公的な機関との関係の中で、民間はどういう役割を取っていくべきだとお考えなのかということをお聞かせください。
○北仲共同代表　他の国は、民間に公設民営みたいな形でかなりの部分を委託している国が多いと思うのですけれども、日本では民間はかなり小規模ですので、日本の制度設計自体が公的なセンター中心で作ってありますので、それに取って代わることは、ごく一部の委託を受けたりはできても、無理だとは思うのです。ただ、先ほど自治体からも御指摘があったように、民間は自由なので、新しい問題とか、あるいは行ったけれども受けてくれなかったではないか、という不満なども受けて動くので、民間で幅広く受けることによって今の制度を変えてくれと言うこともできたり、担当者が替わって話が通じなくなったけれども、本当は前の人はこうやっていたのよ、とか、市役所の窓口で言ったりしながら支援することもできると思うので、私たちとしては、日本は公的なセンター中心型なのであるから、公的なところにもっとしっかりしてもらって、さらにもう少し柔軟に自由にやる民間も一緒にやらせてほしいし、公的なセンターが全部やるから民間は要らないということではないと思うけれども、もうちょっと頼りがいがある公的な支援が欲しいという方が、今の我々の気持ちとしてはかなり大きくなっているということだと思います。
○納米委員　そうすると、山椒は小粒でもぴりりと辛いみたいな、パイロット的な役割を取ったり、建設的な批判や提言をするとか、そういう役割を民間が取っていくということでよろしいですか。
○北仲共同代表　はい。山崎さんからもあれば。
○山崎共同代表　基本は官民協働だと思うのです。北海道は、官民協働で結構やっていると思っています。全道の８か所のシェルターネットワークが定期的に集まって、そこに道庁の方も婦人相談所の方も来て、そして、道警の方も来るということで、みんなで顔を突

き合わせてケース会議などをやっているので、そういった意味での官民協働は必要だと思います。

北海道は、特に広域なので、民間がないとどうしようもないので、ということもあるのですけれども、民間は職員の異動はまずないですし、平均年齢70歳以上という高齢な中で、そういう異動がないというのもあるのですけれども、民間が対等な立場で、と訴えているところは、経済的なところなのです。先ほども多く出ていましたけれども、高齢化が進んで、かといって若い人をきちんと家賃を払って食費を払ってという、生活できるほどの賃金は出せないのです。委託費も、北海道は民間で受けたら全部委託費は出るのですけれども、１人１泊七千幾らです。その１人１泊七千幾らの委託費で事務所の維持費やシェルターの家賃、特に人件費というのはとても賄えないので、せめて持続可能な組織になるような、公的なところと対等に経済的支援をしてもらいたいというのは大きな望みです。

○北仲共同代表　追加で、北海道だとこういう話になるのですけれども、かなり対等に行政と話し合えているのですが、北海道以外では、むしろ民間の方が熱心にやっているのにかなり民間蔑視があって、公的なところにつなぐと、そこで、自分たちの言うことを聞きなさいと言われたり、昨日、今日も私の所属しているところでもそうだったのですけれども、民間が住基ロックの印鑑を押せるということに総務省の通達でもなっていて、県庁でもそれで良いと言っているのですけれども、区役所が民間の印鑑では駄目だとまだ言っていると。こちらの方が専門的にやっていて、沢山知っているという自負もあるのに、あまりにもそれに理解がなく、民間蔑視があることに対して、行政の方がどんどん担当が替わってなっているということへの批判や不満がかなりあると思います。

○小西会長　原委員、どうぞ。

○原委員　私も昨年度まで配偶者暴力相談支援センターで仕事をしていましたので、ここに書いてある指摘は本当にそのとおりだと思います。例えば、行政だと中長期の支援についての視点がないであるとか、一方で、民間団体の今後の存続の危機、私も非常に危機感を持っているのですが、これまで被害者支援をやってきていて、支援を主体的にやっていたのに、行政が関わるとそこで切られてしまったりとか、情報が入らなくなったりとか、出口支援ができないとかということがかなり起きていて、今でも起きているのだろうと思うのです。おっしゃった民間蔑視のような部分もまだ残っていると思います。

そもそも公的な機関がDVや児童虐待をやっていくに当たっては、そこのところから変えていかないと、おそらく今後の日本におけるDV被害者支援、児童虐待対応というのはないのではないかと思っていますので、ぜひ、いわゆる財政支援の部分とか、そういうものを自治体レベルというよりも国が主導してそれを維持する方向で持っていって、存続、発信を続けていって欲しいと思います。

すみません。意見になりました。

○小西会長　ありがとうございます。他にいかがですか。

では、中村委員、木幡委員でお願いいたします。

○中村委員　御報告ありがとうございました。改めて勉強になりました。
　沢山書かれていて、かなりラジカルな提案も入っていて、なるほどと思うのですけれども、質問としては、自立までというところで支援のモデルみたいなものがありますね。そうすると、途中で離婚支援をしたり、面会交流の在り方、就労などが沢山出てきますが、元に戻ってしまう、さっきから言っている在宅DVみたいな形になってしまうエンパワーの必要性という辺りなのですけれども、そういう方もいらっしゃるのですね。さらにそういう方にはどんな働き掛けをするのか、しないのか、できないのかという辺りも教えてほしいと思いました。
○山崎共同代表　基本的に加害者のところに戻った場合には、先ほどの電話の件ともつながるのですけれども、私たちはもう接触できないという形でやっています。ただ、シェルターから家に帰るのだと言ったときに、また大変なことがあったらいつでも相談してねというところでつながるようにはしております。それでシェルターから帰った旨は警察にも言い、地区の保護を受けていたら保護課ですとか、関係機関への連絡はして、今後の見守りということでお願いしたりはしています。
○中村委員　追加で、そういう方々の特徴みたいな、例えば、子供がまだ家にいるとか、自分だけ逃げてきたとか、色々なパターンがあると思うのです。
○山崎共同代表　多いのは、警察が説得して、心が決まらないのに、あなたは危ないからシェルターに行かなきゃ駄目だよと言って、自分がすとんと落ちていないところで入所した方は大体戻られます。自分で決めて、私はもう見切ったわという方はそんなに戻らないなと感じてはいます。
○中村委員　ありがとうございます。
○小西会長　木幡委員、どうぞ。
○木幡委員　本当にリアリティーのあるお話をいただいて、参考になりました。山崎さんと北仲さんはこのお仕事を何年ぐらいやられているのですか。
○山崎共同代表　私は1997年に自分が被害者としてシェルターに入ったのです。その後、法律事務所で働きながらボランティアをしていたのですけれども、2005年から職員として働いています。
○北仲共同代表　私は1996年ぐらいからキャンパス・セクシュアル・ハラスメントの支援活動を始めて､その後2000年に名古屋で民間シェルターでNPOを立ち上げるから加われと言われて、そこからはDVの支援もやるようになったという感じです。
○木幡委員　そうですか。私は不勉強で、ここにいる皆さんが全員もうお分かりなのかもしれないのですけれども、このDV防止法の手紙禁止令がないというところがなぜ問題かということと、もう一つは加害者対策ということ。私もこの会議にずっと出ていまして、そこが薄いのではないかと思っていまして、根本的になぜDVに及ぶのかというか、その裏には何があると思うか。漠然とした質問で申し訳ないのですが、その２つを感想でも結構ですので、お聞かせ願えればと。

まず、手紙の駄目な点は何ですか。
○北仲共同代表　要するに、これは駄目と禁止して、近づくなとする接近禁止命令や、電話するなとする電話禁止命令などを裁判所で出してもらうのですけれども、手紙禁止命令というものがないので、逃げても逃げても手紙を大量に送ってくる加害者がいるのです。電話がかかってきてももちろん動揺するのですけれども、手紙というのも動揺するので、手紙禁止命令を出してほしいと思って支援者がやろうとしたら、DV防止法には手紙禁止がなかったのでできないということがありました。配偶者でなければ、仕様がないからストーカー規制法の警告とか禁止令を使うのですが、今回は、それが使えたのですけれども、配偶者でしたので、当然DV防止法の保護命令と支援者が考えたときに、そこで困ったという話が、こういう調査をしていたときに出てきたということです。
○山崎共同代表　加害者対応は本当に必要だと思います。私たちばかり逃げたり隠れたりして、夫の車に似たものを見るとどきどきして電信柱の後ろに隠れたりとか、それって何で被害者がやらなくてはいけないのかと考えます。ですから、処罰も含めた、法改正も含めた加害者対応はこれから必須なことだと思います。
どういう人がどうしてやってしまうのだろうか、というのは２つの視点があって、一つは個人的なところに関しては、価値観が、妻がこうであるべきだとか、夫はこうであるべきだという固定観念がすごく強い人。あと、自分自身が子供のときにしつけとして暴力を受けてきた人というのは確かにあると思います。
もう一つは社会的な側面で、DVは何だかんだ言っても男性の加害者が多いですし、基本的にはジェンダーバイオレンスなわけですね。そのジェンダーバイオレンスの背景に何があるかというと、随分昔の話になるけれども、憲法が制定されて、両性の平等だとか、色々と言われているのに、実際に結婚して戸籍に入ると、筆頭者は誰になるかというと、96%ぐらいが男性だし、世帯主は誰かというと、今回の給付金で大もめにもめましたけれども、世帯主もほとんどが男性です。そういった中で、男性が世帯主、筆頭者で自分が大黒柱だというところで夫婦間の格差が起きて、夫婦間の格差というのは経済的なこともあるのですけれども、そういうこともDVにつながっていると思います。あとは就労の問題、女性は正社員で働いたとしても、妊娠・出産で１回仕事を辞めて、次に仕事をするとしたら非正規になる。そうなってくると、家庭の中での経済格差が生まれて、誰に食わせてもらっているのだというところが出てくるというところが、私がこの20年やっていて、DVの背景にはそういったものがあるのかと感じています。
○木幡委員　ありがとうございます。
○小西会長　ありがとうございます。
他にいかがですか。
可児委員、浦委員、その順でお願いします。
○可児委員　お話をどうもありがとうございました。
実は私も民間団体の監事をしているので、お話は至極もっともだと思いながら聞いてい

ました。今日は名古屋市の方もお話しされていたので、名古屋ではある程度施策が進んでいることは御理解いただけたかと思うのですが、それでも民間のサポートでないとうまくいかなかったケースがあるのです。そういう意味で、民間の活動に対して支援していくことは必須だと思うのですが、財政的な支援が弱いために新しい人が入ってこなくて、ずっと同じメンバーで年を取ってきているというのが実際のところです。私が弁護士になった20年前にお会いしたメンバーと今も色々なところでずっとお会いしている状況で、このまま皆が年を取っていってしまったら、せっかく蓄積したノウハウが誰にも引き継がれないままなくなってしまう。それはすごく惜しいことだし、それは日本の被害者支援にとっても著しい損失です。提言のところにもあるのですけれども、本当に民間団体を簡単に使える相手みたいなことではなくて、きちんと対等な関係のパートナーだという理解の下に財政的に援助していくことが本当に必要だし、ぜひそれをお願いしたいと思っています。

以上です。

○小西会長　どうぞ。

○北仲共同代表　人材難は本当にこの数年で限界点に達していて、早くも都内のシェルターが去年、この２年ぐらいで幾つも閉じてしまって、今、都内、首都圏は本当にシェルターが足りない、そういう支援者も足りない状況になってきています。

片方で、雇用できるようなお金が必要なのですけれども、他方で、そのノウハウや育成をどうするかということがあって、こういうタイプのソーシャルワーカーを育成しているところが日本ではないので、要望ばかりしていても仕方がないと思って、今、私たちの方で休眠預金の助成金を頂いて、人材育成のためのある程度資格を出すような、SANEナースがありますけれども、ナース以外の性暴力、DVの支援者の専門相談員のためのカリキュラムを作ったり、養成プログラムを海外のものを幾つか参考にしながら作ることに取り組んでいます。

他方で、他の国でしたら行政の職員も最低受けなくてはいけない研修の科目や時間数が設定されていたりするので、官民両方の人材育成のための内容、コンテンツを皆がまだ引退し切らないうちに作って、何とか次につなげたいなというように取り組んでいるところです。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、浦委員、その後、山田委員、どうぞ。

○浦委員　福岡の浦です。貴重なお話をありがとうございました。

２点お伺いしたいのですが、１点目は、今の可児委員の御質問にも関係するのですが、人材育成に当たって、どこでどういう専門性が必要になってくるのか、というところの整理が私の頭の中でできていないです。それは官民のどこでどういう専門性をそれぞれで持たせるべきかということ、あるいは今欠けている専門性がどの辺ということについて、知見をお聞かせいただけるとありがたいです。

２点目、これも人材育成とも関係するのですが、性犯罪・性暴力被害者のためのワンス

トップ支援センターでも人材がいないという同じ問題を抱えているところです。DVの相談と性暴力の相談等を今後どう連携させていくべきなのか、あるいは役割分担をどう考えていったら良いのか、その辺も自分の中で整理できていないところなので、ぜひ教えていただけるとありがたいです。

○北仲共同代表　私は性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンター広島の受託をして受けているNPOもやっていますので､ずっと同じようなことを考えているのですけれども、専門性については、日本以外の国では当然のように皆これはソーシャルワーカーと呼ばれる人がやっているのですけれども、日本に来ると相談員イコール心理カウンセラーという誤解がどこへ行っても幅広くあって、違うなといつも私は思っているのです。心理カウンセリングは支援の一部でしかないと思っていて、特にこのように加害者がいて、支援計画を立てて、色々な制度や機関をマネジメントして、うまく相手から離れたりしていくというのは、ソーシャルワークだと思うのです。だけれども、今の日本の社会福祉士などの養成の課程の中にはこういうテーマは入っていないので、今の社会福祉士の人ができるかというとできないと思いますけれども、働きとしてはソーシャルワークだと思っています。

DVについては、DV問題そのものだけではなくて、ですから、心理系の方で相談員をされると、年金がどうなっているかとか、公的な制度についてとか、どの機関が何をするかという知識があまりない方が、警察というのは何ができて何ができないかということを知らない場合があるので、どちらかというと、そういう行政の手続や司法制度、離婚のプロセスという法的なことなども含めたソーシャルワーカーとしてのカリキュラムなりが要ると思います。

さらに、性暴力だとまたちょっと違いまして、性暴力だと刑事事件の手続や警察の動きというような知識がないとかなりできなくて、これが私もDV相談支援をしている方が性暴力の支援ができないことのかなりの困難を感じていて、先週もうちのワンストップ支援センターの弁護士たちと、もう一回相談員たちに刑事手続の勉強会をしようという話をしていて、その教材も良いものがないという話をしていたところです。

ですから、性暴力になると、医療支援もそうですけれども、特に刑事手続の相談支援ができる、それでソーシャルワークができるという視点がかなり必要だと思いますし、私たちの中でもずっと問題になっていたのが、性暴力などの支援の中でとても多いのが職場や学校のセクシュアルハラスメントなわけですけれども、労働問題の相談というのがDV相談員はすごく苦手なのです。職場組織に何をさせられるかということに慣れていないので、ずっと課題で、それもできないといけないということがあると思います。私たちの今の人材育成は、性暴力もDVも両方できるように、その両方の側面のカリキュラムにしようとは思っています。

今後、この両方のセンターがどうなるべきかというのは、大きい答えはないのですけれども、もし今の婦人相談所がちょっと衣替えをして、DVの相談センターとして新しい法律

ができてやっていくのだとしたら、今、私たちも含めて性暴力の支援をしている人たちが吸収されるというのは不本意というか、性暴力の方で民間で支援をしていた人たちが合体すれば良いかというとどうなのだろうというのは本当に疑問があるところで、どうなるべきかがよく分からない。答えはないのですけれども、両方少し動きが違う面もあるし、でも、同時に夫婦のDVで、性暴力でありDVでありとか、子供の性暴力、性虐待の事案はワンストップ支援センターの方がかなり入ってくるので、全く別に動くというのも非常におかしい話だなと思っています。

○山崎共同代表　加えて、ソーシャルワーカーという話が出たのですけれども、今の私たちがやっている支援や婦人相談員などというのは昔々できた、昭和31年でしたか、売春防止法で、内容としては良識があって熱意のある人というような、確か法律の条文に入っていたと思うのです。その程度なのです。だから、きちんと制度的にも官民で働く相談員の身分を法律的に保障するというのも、一つの専門性を高める大きな枠組みかと思っています。

○小西会長　ありがとうございます。よろしいですかね。

そうしたら、山田委員、どうぞ。

○山田委員　どうもありがとうございました。夜の街関連もお教えいただいて、とてもよく分かりました。

　お金の話なのですが、前回、海外の例を聞いたときに、ある国では社会福祉学部を卒業した人の人気の就職先の一つとして民間団体があって、公務員に準じた給料が出るというお話も聞いたのですけれども、現在の常勤職員の平均的な待遇や、また、副業としてやっていらっしゃる方や引退した方が多いと思うのですけれども、実際に被害者を支援する人たちの生活状況は、もちろん多様だと思うのですけれども、平均的なところはどういう状況なのでしょうか。あまりにも悪過ぎてとても言えないということがあるかもしれませんが、もし何かお教えいただければと思います。

○山崎共同代表　まだましなところから言うと、札幌市は政令指定都市である札幌市の配偶者暴力相談支援センターの事業を受託しているのです。そこが年間1800万円くらい来るので、それで人件費などを賄っています。それで何とか私たちはお給料をもらって働いているのですけれども、北見はもうホテルで働きながらボランティアで、釧路は年金をもらいながら70以上の烈女たちがやっている状態ですね。労働基準法違反になるからあまり言ってはいけないのだけれども、他のところもほとんどお給料は平均賃金を下回るような状態でやっているということで、本当に民間シェルターは熱意と意気込みで生きている状態なので、何とかそこを解決してもらいたいなと思っています。

○北仲共同代表　だから、少し前の世代は、夫が働いていて、専業主婦の方で熱意のある方がボランティアでつくってやってこられたのだと思うのです。それに副業を持っている方や引退後の方が、例えば、うちの名古屋の団体は元婦人相談所長が引退した後にうちのスタッフになってくれたり、三重県の婦人相談所の方も今でも引退した後にやってくださ

ったりしているので、基本はボランティアで、事務で雇っている人にだけ給料が出ていたり、電話相談は交通費だけ、電車賃だけ出ていたりとか、そういうものなので、副業的に国の事業などが入ったら、その働いた時間だけ何かが払えて嬉しいわ、みたいな、そういうところだと思います。人件費はあまり無理で、何とか事務所家賃やシェルター家賃だけでもどこかから得たいということで、さっきの名古屋市も多分50万円、シェルター家賃、事務所家賃補助で頂いていると思うのですけれども、家賃だけでもどこかから出ないかとか、皆そのような模索をしているのだと思います。

○山田委員　ありがとうございます。

私の知り合いでも持ち出しでやっているというところもあるみたいなので、本当にそこら辺の支援者を支援することが重要だと私も思っております。ありがとうございました。

○小西会長　ありがとうございます。

他にございますか。

種部委員、どうぞ。

○種部委員　ありがとうございます。

先ほどから民間が要保護児童対策地域協議会からもはじかれたり、様々なところでせっかく支援につなげたのにその後のフィードバックがなく、ただ、民間のアウトリーチの良さとか、使い勝手の良さというところで、一度支援につなげたはずの人がもう一度民間に戻ってきたりするということは、よく地方でもあると思っております。

ぜひ、これを何とか全国で変えていかなければいけないと私も思っていまして、先ほどもありましたが、例えば、住基ロックをかけるときの条件が違ったり、民間が言っても言うことを聞いてくれないとか、あるいは私は富山ですけれども、富山でもありますのは、一時保護や保護命令が出ていないと公営住宅に入れてもらえないとか、あるいは酷いものになると離婚日の証明がないと入れないとか、同じこの日本の中でこれだけ運用が違うというのは、解釈で何とかなる問題だということの裏返しだと私は理解しています。

ならば、これを見える化することが大事かと思うのですが、感覚的に、先ほど北海道などは民間を要保護児童対策地域協議会の中に入れてやっていらっしゃるということだったのですけれども、今、シェルターネットや色々な団体の方とつながって情報共有されている中で、この市町村の格差あるいは都道府県の格差が大きいと思うのですが、数の把握が可能なものなのかどうなのか、検討する必要があるのではないかと思いました。これは、御意見としても聞きたいということと､今後この検討会でぜひ検討してほしいと思います。見える化することによって、そういう運用の仕方ができているところとできていないところとの対比といいますか、どのぐらいのところが女性に寄り添う形で難しい条件なしに福祉につなげているかを見せることが一つ形かと思います。御意見があればお聞かせいただければと思います。

○北仲共同代表　実はそれを目指して、３年前ぐらいから全ての都道府県のDV対策の情報と予算を集めて何人かで研究をしようとしたのですけれども、忙し過ぎて中座しているの

ですが、本当に各自治体の人もこれがスタンダードであるというように、あなたはランキング48位とか47位とかと言うと、きっと参照してやってくださるのではないかというのもあって、予算も何にどれぐらい充てられているかもよく分からないし、その基準も分からないと思っています。

私たちの業界の中では北海道や鳥取など幾つかましというか、非常に民間の関係とも良いというところもあるのですけれども、私自身が名古屋にいて広島に移ったら、名古屋でやっていたことが広島では全然やっていないので非常に驚いたということがあって、それは悪意があるわけではなくて、ローカルルールみたいなものがだんだん関係者の間で作られていって、すごくずれているということを各自治体の方も知らないので、本当に見える化しようとして、忙し過ぎてデータをパソコンの中に入れたままになっているということがあります。

○種部委員　検討する余裕ができましたら、ぜひデータを教えていただきたいです。内閣府としてもそれは支援すべきことではないかと思います。見える化をすることで全国同じ形になるというのは、同じ国に住んでいて同じ支援を受けているわけですから、その差があることは許せることではないと私は考えています。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員　せっかくの機会だから端的な意見を聞きたいのですけれども、加害者のことなのですけれども、それは関係する検討会があるので、そこできちんと検討すべきだということになるのですが、シェルターでやっている方々から見てという限定でも良いのですけれども、加害者プログラムは役立ちますか。どのようにセッティングしておけば良いのかということなのですけれども、多分、一定の自立モデル、支援モデルがあるとすると、そこにどうこれはセットしたら良いのだろうかということで、それは関係を戻すための加害者プログラムではないということが大前提ですけれどもね。もしシェルター運動の人たちから見て何か知見があれば教えて欲しいなと思います。

○北仲共同代表　シェルター運動からではないのですけれども、私は大学のハラスメント相談員もやっているので、昨日もケースのことで大分相談していたのですけれども、大学は全部やっているわけです。加害者への説諭やカウンセリングも、被害者も両方大学の中にいるので、これを日本中でやれば良いのにといつも思っています。

プログラムまでどういうものが良いかというのを私が持っているわけではないのですけれども、今の日本では、大学でなければ面と向かって説諭できる人が警察しかいないというのが非常に困ったものだなと。被害者支援をしている相談員が加害者に説諭するわけにはいかないので、どこかの誰かがあなたはまずいよと言ってほしいわけですけれども、その説教の仕組みがないので、プログラムまで行こうということにならない。そこを何か考えていただきたい。それが処罰なのか、海外のように裁判所が命令を出すみたいにするの

か、そうではなくても、もっと軽い形の罪にならないような人たちにもどのようにやるのかというのが、私は課題だと思っています。

○山崎共同代表　まず当事者だった私の気持ちとしては、もう逃げて会いたくもないのだけれども、子供と会わせなければいけないというときに安心して会わせられないのは困ると。そのときに、加害者に対するアプローチがあると良いなというのと、逃げた後に追跡しないようなアプローチをしてもらいたいというのがすごく大きくあるところです。

実際に面会交流で、第三者機関でやっていたにも関わらず連れ去りがあったり、そういうものはもう枚挙にいとまがないので、被害者がどんなに守っていっても、それは加害者が変わらないことには防げないのです。そういった意味では、もう一回被害に遭わないような加害者教育プログラムを私は求めたいなと思っているところです。

○中村委員　ありがとうございます。よく分かりました。

お二人とも色々な顔をされているので、多面的な機能の中で発言があって、先ほど北仲さんがソーシャルワークのお話をされまして、全く同感なのですね。それとあわせて言うと、今のお二人の話を前提に加害者臨床みたいなことをちゃんとできる、臨床だけでなくても良いのですけれども、そういう意味でのソーシャルワーク的なものが別途体系的に必要かな、関心を持っていたものですから、貴重な御意見をありがとうございました。

○小西会長　ありがとうございます。

他にございますか。よろしいですか。

原委員、ございますか。

○原委員　配偶者暴力相談支援センターの中でも、特に婦人相談所の将来的な民間委託など、そういうことについてお考えになったことはありますか。

○山崎共同代表　まだそこまでは、冗談で私たちがやるかみたいなことは言っていますけれども、本当はそこのポジションによって役割があると思うのです。特に、婦人相談所はこれから婦人保護所として中長期にわたる支援のできる、そういうポテンシャルを持っている機関だと思うので、それと若年層の今回すすきので出会った方々などの支援もできるところだと思っているので、緊急一時保護は民間で良いけれども、中長期に関しては行政の婦人相談所できちんとやってもらうという構想もありかなと思っているのです。

○北仲共同代表　逆のことを言うと、台湾を調査したときに、台北市は特に初期の緊急判断とケース対応は台北市のセンターがやっていて、そこがケースの終結まで判断するのだけれども、中長期の支援はほとんど民間がやっているのです。そうすると、台湾の民間の中長期のシェルターの人と話すと、私たちが毎日直面しているようなものすごく深刻な危ないケースをあまり知らなかったのです。こんなケースはどうしていると言ったら、そういうものは来ないと言われたのです。ですから、逆もありかなと。危険性の判断や危機介入は行政でやって、終結までちゃんと見ている。見ているけれども、就労支援や回復支援、ここは一旦民間に預けて、民間と話し合いながらこの人はケース終了ねというのもありなのかなと思ったりして、とにかく今、民間の人たちの不満が大きいのが、厄介なケースほ

ど民間に預けてくる、そういうときだけ委託費が出ると。民間は資源が少なくて、熱意はあっても、精神疾患を持っている方や非常に多重借金を抱えている方など、色々な方を支援するには危険といえば、資源が少ないのでガードマンもいないので、逆もありかとも思います。

○小西会長　ありがとうございました。

本当に今日は沢山お伺いして、勉強になることが多かったと思いますが、まとめとして考えてみると、今までは逃がすところに公的な支援は集中しています。DVの被害者の支援を縦横に延ばしたスキームみたいなものは少なくともつくらないといけないのだなと思います。

一つは中長期ですね。ここはすごく大事なところで、やらなくてはいけないし、あるいは横に行くのだとすると、例えば横への連携、児童虐待との連携、加害者の問題などというところもあるわけですけれども、今のところ公的な対応、政策のスキームがすごく小さいところに固まっていることに一つ問題があり、さらに、そういうスキームができたとして、その中で、例えば、民間の先進プログラムみたいなところにどのように役に立っていただくかとか、そういうことも考えていかなくてはいけないけれども、そこはまだ固まっていないところもあると私は伺いました。

例えば、DVの中長期支援などのときに、ソーシャルワークが一番必要なのだというのも、誰でも実際に関わっている方は分かっていることなのだと思いますが、なかなか作文の中でそういうことをしっかり書いていくのが今まで難しかったのかなとは考えています。

自分の感想も含めてお話ししました。

そういう感じですというか、DVについて今日伺ったことをまた参考にして、ぜひ種部委員も言われたように検討を進めていく、私たちのできることを考えていくというようにやっていくのかなと思います。

ありがとございました。非常に長くなってしまいましたので、皆様お疲れと思います。５分ぐらいありますけれども、ここでおしまいにしようかと思います。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長　本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

次回は、関係省庁からヒアリングを行うこととしております。詳細につきましては、後日、担当からメールで御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小西会長　以上をもちまして、第110回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

北海道の件につきましては、質問、それから、それへの回答について文書で頂けるように、こちらでちゃんと見られるようにやっていただきたいと思いますので、お待ちください。

それでは、ありがとうございました。